

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 [改定版]

(案)

令和 8 年 3 月

鳥栖市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい	2
第2節 計画期間	2
第3節 計画対象廃棄物	4
第4節 計画の進行管理	5

第2章 地域特性

第1節 自然環境	7
第2節 社会環境	10
第3節 都市環境	13
第4節 総合計画	15

第3章 ごみ処理の基本的な方針と目標

第1節 廃棄物処理の現状と課題	17
第2節 ごみ処理の目標	39
第3節 施策の体系	49
第4節 排出抑制計画	50
第5節 資源化計画	55
第6節 ごみ処理計画	56
第7節 計画目標年度におけるごみ処理施設の概要	59
第8節 その他	60

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられている。国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めている。

鳥栖市（以下「本市」という。）では、平成28年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「既定計画」という。）を策定しており、循環型社会の構築に向けたごみ処理行政を推進するための施策に取り組んでいるところである。2015年には国連持続可能な開発サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、17の基本目標と169のターゲットが設定された。本市でも、総合計画の基本目標ごとに位置付ける各種施策の推進において、SDGsの理念を意識しながら取り組むため、各種施策とSDGsとの関連付けを行っている。さらに、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」をしており、本市でも、令和5年12月に「2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする“ゼロカーボンシティ”の実現に向け、市民・事業者、行政が一体となって取り組む」旨の「鳥栖市ゼロカーボンシティ宣言」を宣言している。

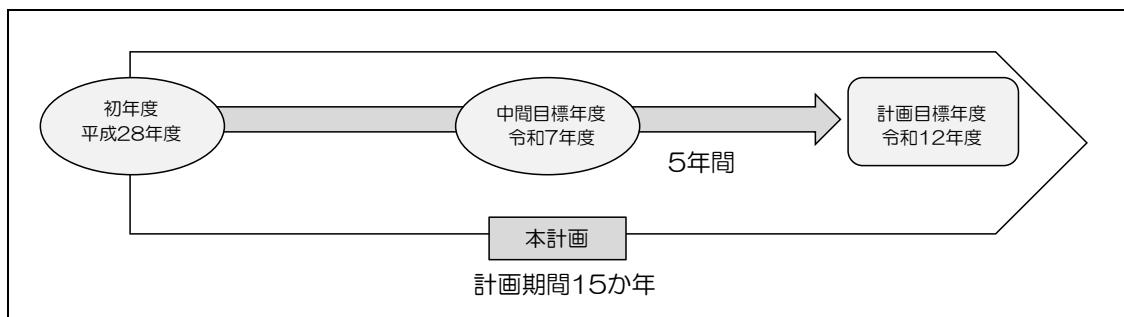
こうした現状をふまえ、既定計画策定以降ごみ排出量が大きく変動していることや、本市のごみを処理している組合（※）のごみ処理施設の更新があったこと等の社会的情勢の変動を踏まえて、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）の見直しを行い、今後5年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取組、さらに行行政の施策を明らかにした。

※（旧）鳥栖・三養基西部環境施設組合、（現）佐賀県東部環境施設組合を以下「組合」という。

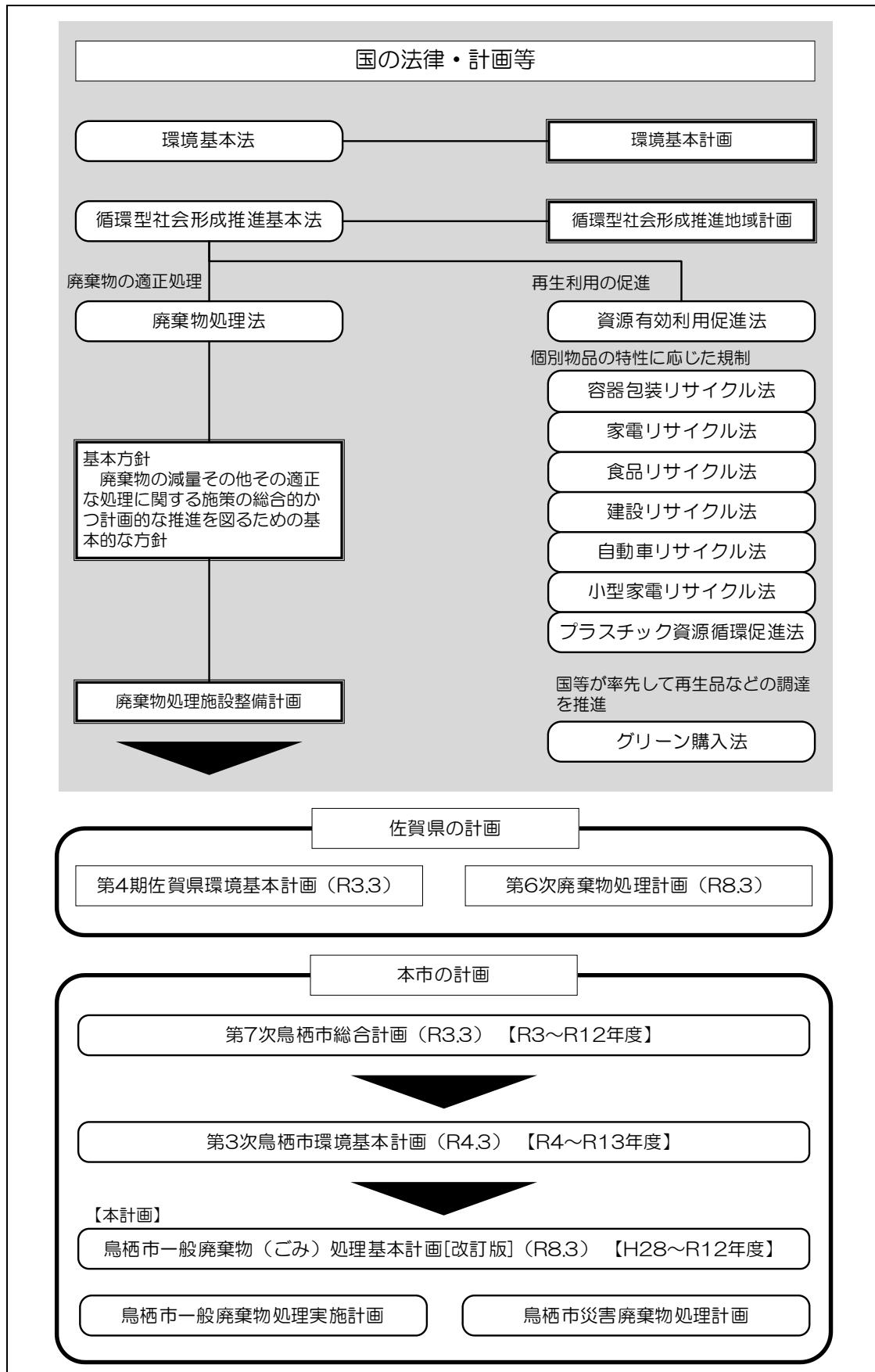
第2節 計画期間

現行計画は、平成28年度から令和12年度の15年間を計画期間としている。今回、計画期間の10年目にあたる令和7年度に見直しを行い、以後の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とする。なお、本計画は、概ね5年または計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行う。

▼図表1-2-1 計画期間



▼図表 1-2-2 基本計画の位置づけ

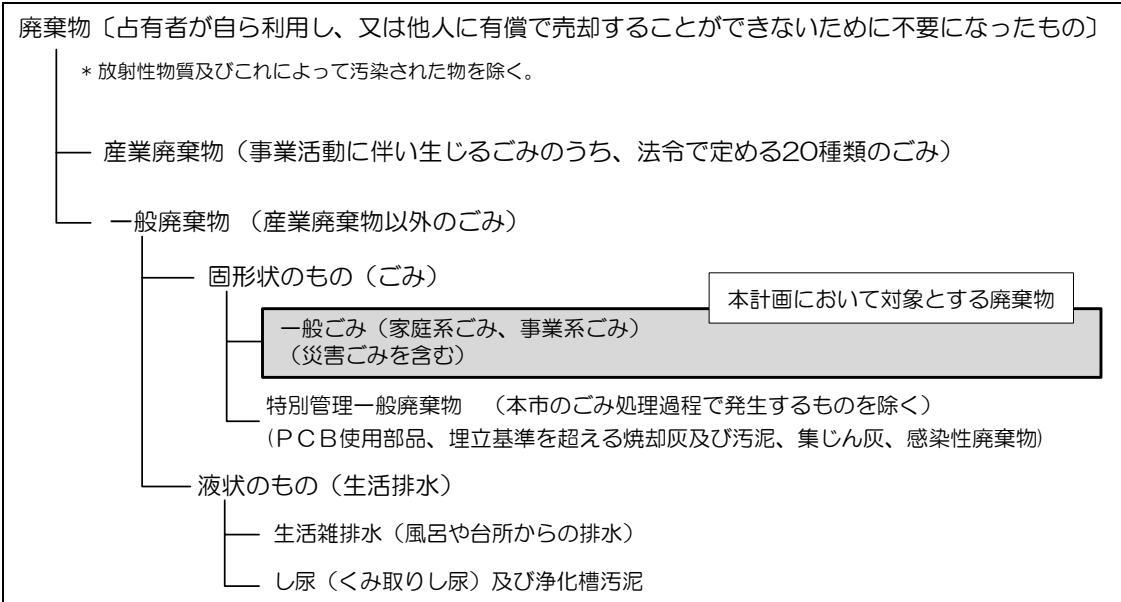


第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表1-3に示す一般廃棄物のうち、固形状の一般廃棄物（ごみ）とする。

なお、本市及び組合で処理・処分が困難な廃棄物や各種リサイクル法に基づいた処理・処分を求められる廃棄物については、図表1-4に示す取り扱いとする。

▼図表1-3-1 本計画の対象廃棄物



▼図表1-3-2 処理困難物等に関する取り扱い

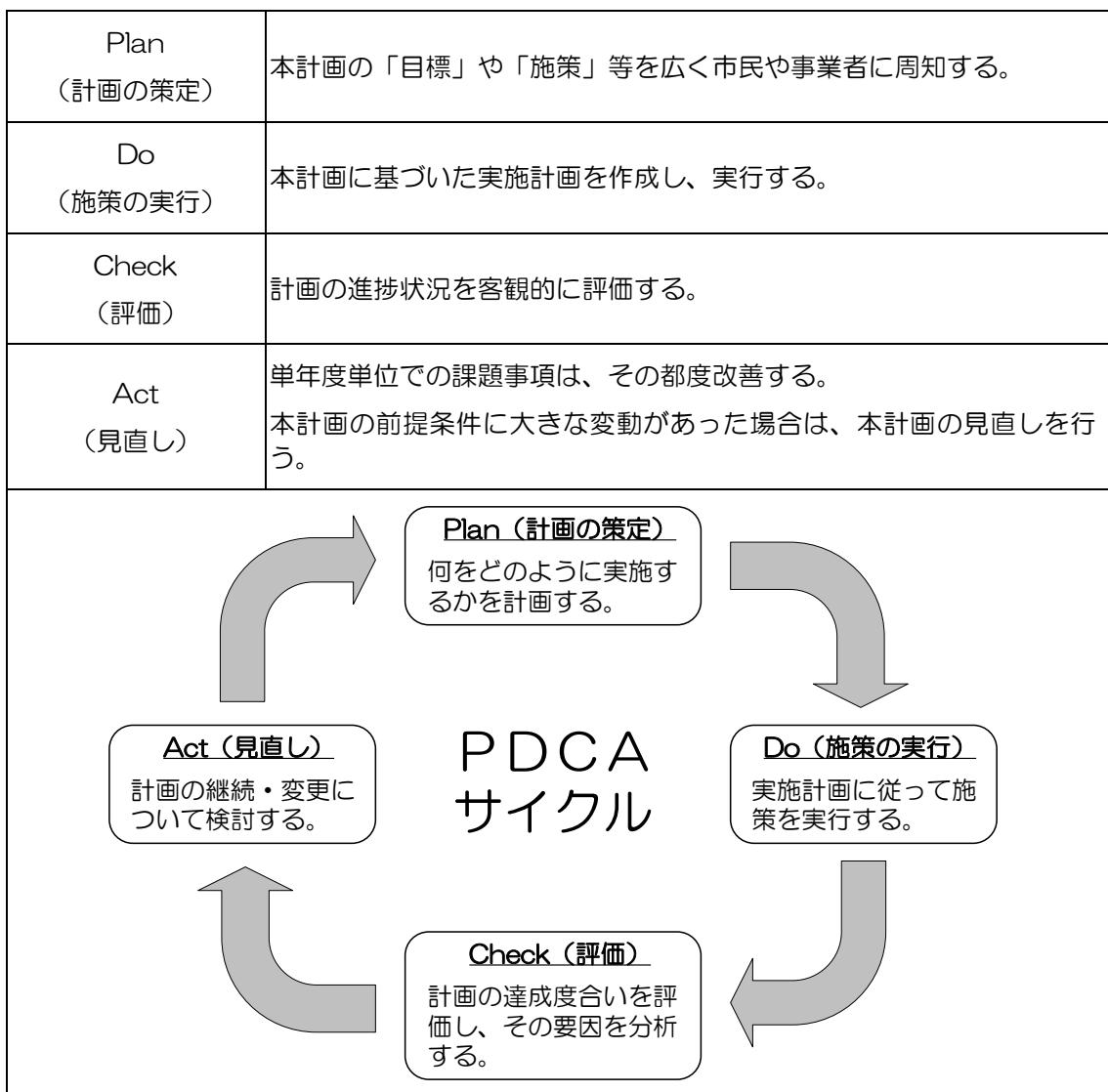
項目	処理・処分先
家電リサイクル法適用物	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、家電販売店、収集運搬業者に「リサイクル料金」と「収取運搬料金」を支払い、引き取りを依頼する。
小型家電 パソコン式	・小型家電は「金物ごみ」として、町区の指定場所又は衛生処理場資源物広場へ出す。 ・鳥栖・三養基西部リサイクルプラザに直接持ち込む。 ・戸別回収を実施しているリサイクル事業者に申し込み、小型家電等をダンボールに詰めて、指定宅配業者に回収をしてもらう。 ・パソコン等はメーカーもしくは市と協定を締結した業者に回収を依頼する。
建具等	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザに直接持ち込む（搬入量の制限有）
処理困難物	以下に示す品目については、販売店等へ問い合わせること。 自動車の部品（座席シート、タイヤ、バンパー、バッテリー等）、在宅医療廃棄物（注射針のほか、感染のおそれがあるもの）、建設廃材（瓦、スレート、ブロック等）、農薬等、消火器、塗料、畳、洗面台、石・泥・砂・灰・砂利、スクーター・バイク、灯油・ガソリン・エンジンオイル等

第4節 計画の進行管理

本計画では、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）を行うPDCAサイクルの概念を導入し、計画の進行管理を行うものとする。

計画の進行管理の内容は、図表1-5に示すとおりとする。

▼図表1-4-1 計画の進行管理



第2章 地域特性

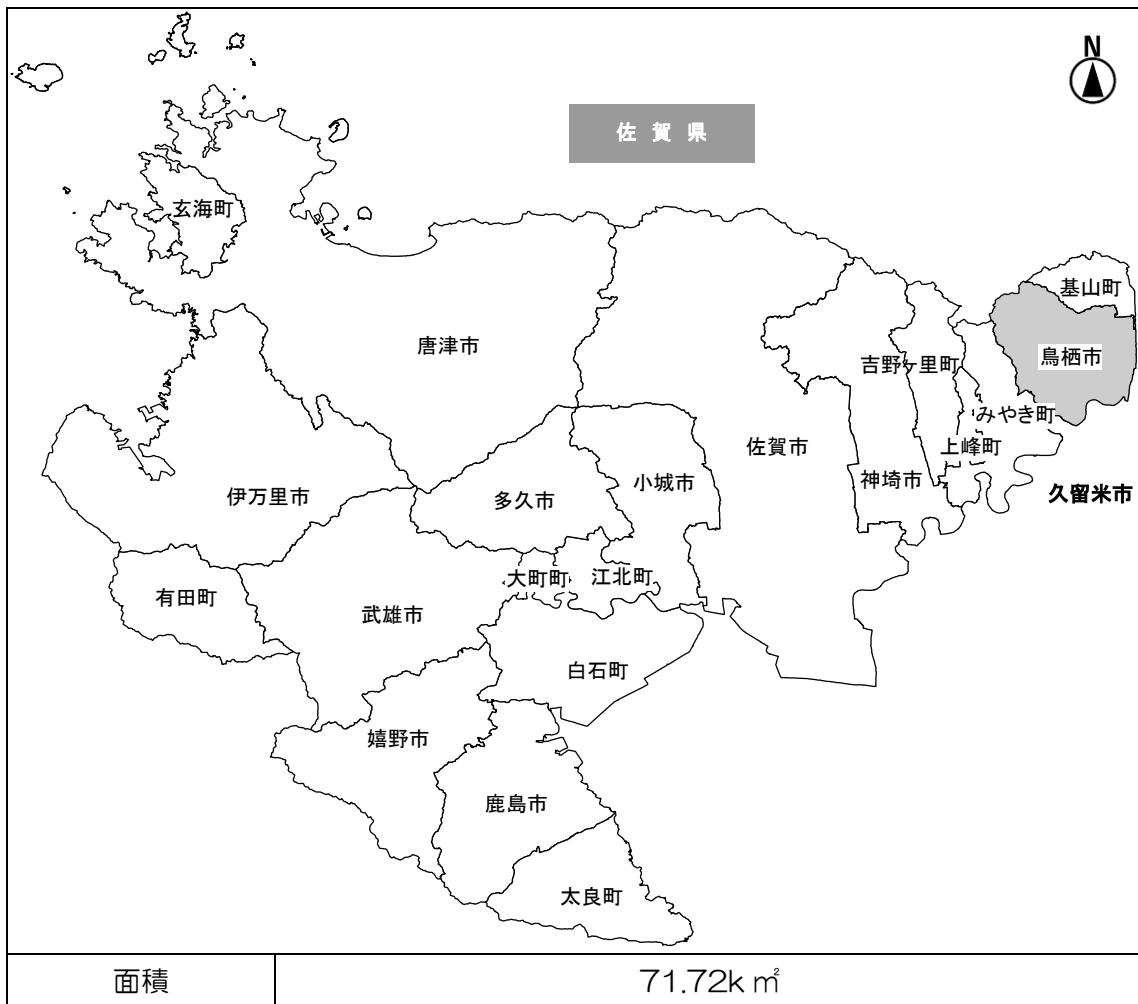
第1節 自然環境

1 位置

本市は佐賀県の東部に位置し、北部は基山町、南部は福岡県久留米市に接している。

本市の面積は、71.72 km²である。

▼図表 2-1-1 位置



資料：国土交通省「全国都道府県市区町村別面積調」（令和7年7月）

2 地勢

本市は、筑紫平野（佐賀平野）に位置し、南東部の低地は水田に利用され、北西部は脊振山地の東部の九千部山（848m）、石谷山（754m）、城山（501m）が連なっており、その中に市街地がある。

また、南部には1級河川である筑後川が流れしており、水田、飲用水、工業用水等の水資源として利用されている。なお、主要河川は以下のとおりである。

▼図表 2-1-2 地勢

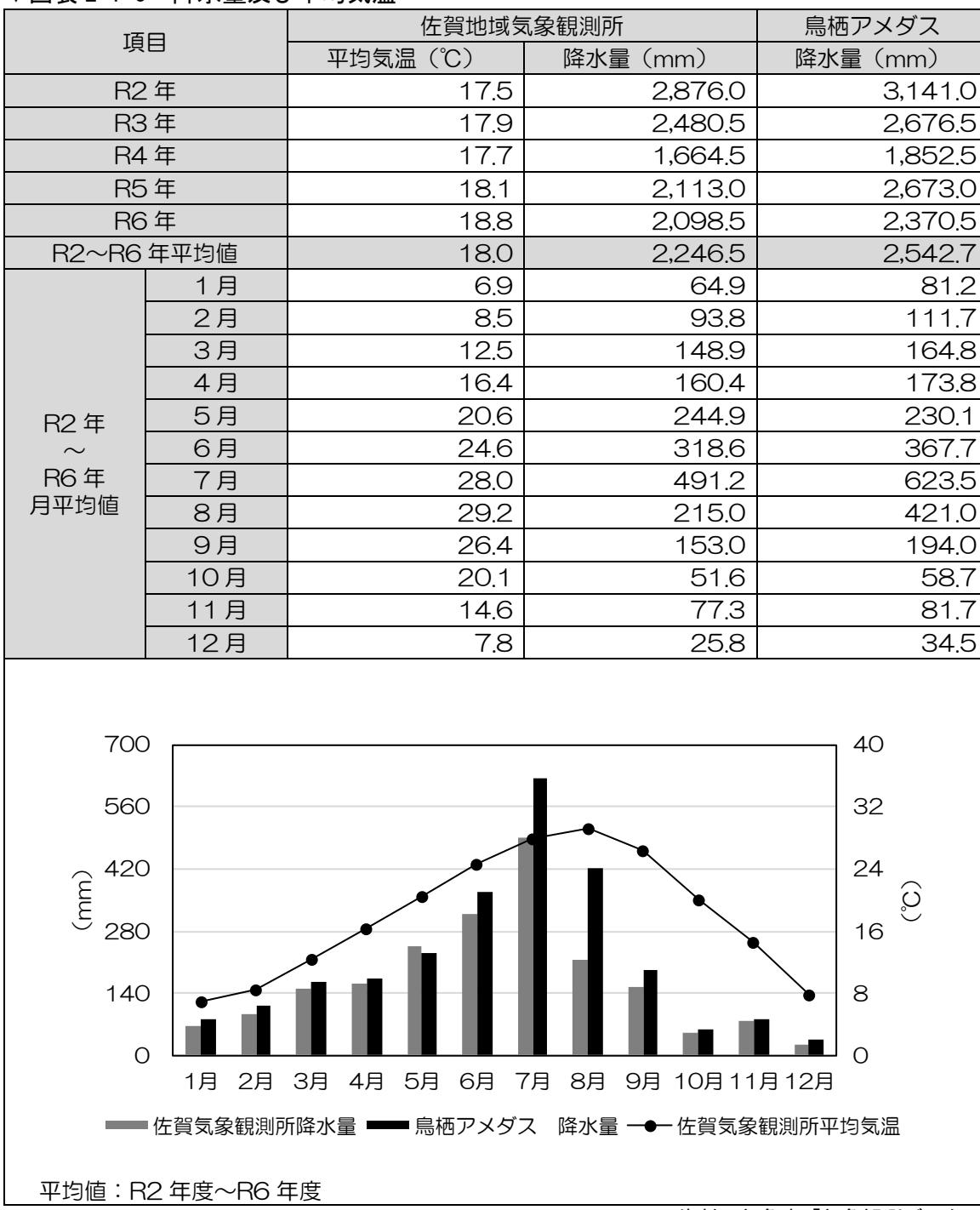


3 気候

本市では気象観測所として鳥栖アメダスがあるものの、降水量のみの観測所であることから、本市に最も近い佐賀地域気象観測所のデータも参考として示した。

年間を通した平均気温は 18.0°C と比較的温暖であるが、冬には降雪が観測されることもある。平均降水量は 2,246.5mm（鳥栖アメダス：2,542.7mm）と比較的雨が多い気候である。

▼図表 2-1-3 降水量及び平均気温



第2節 社会環境

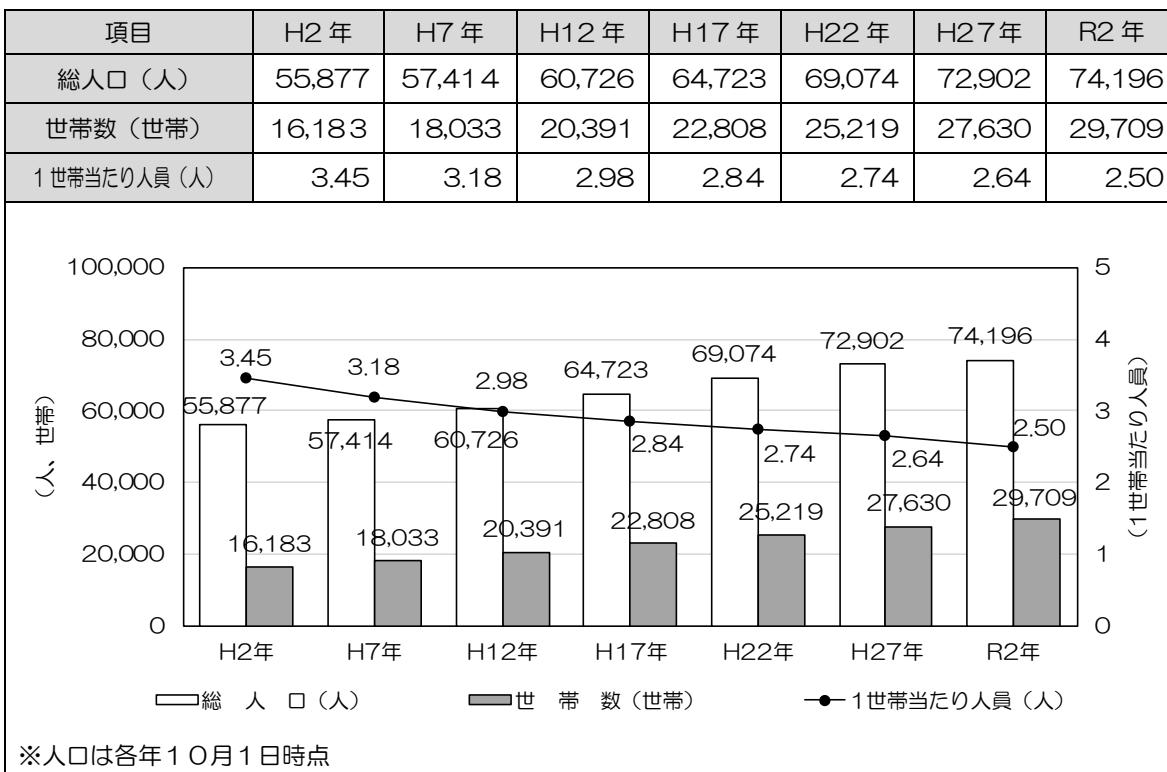
1 人口及び世帯数

本市の人口は増加傾向にあり、平成2年に55,877人であった人口が、令和2年には74,196人となった。

同様に、世帯数は、平成2年の16,183世帯と比べ、令和2年では29,709世帯と増加しており、1世帯当たり人員は、平成2年の3.45人から令和2年には2.50人に減少している。

のことから、核家族化の進行や単身世帯が増加しているものと推測される。

▼図表2-2-1 人口及び世帯数の推移



2 産業

本市の産業別就業者割合は、第3次産業の割合が71.9%と最も高く、次いで第2次産業の24.0%、第1次産業の1.6%である。分類別では、製造業(18.3%)、医療、福祉(15.1%)、卸売業、小売業(15.0%)が高い割合を示している。

▼図表2-2-2 産業別就業人口(令和2年)

項目	就業者数	割合
総数	34,286	100%
第1次産業	542	1.6%
農業、林業	540	1.6%
漁業	2	0.0%
第2次産業	8,238	24.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.0%
建設業	1,970	5.8%
製造業	6,264	18.3%
第3次産業	24,647	71.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	236	0.7%
情報通信業	487	1.4%
運輸業、郵便業	3,505	10.2%
卸売業、小売業	5,143	15.0%
金融業、保険業	625	1.8%
不動産業、物品賃貸業	467	1.4%
学術研究、専門・技術サービス業	857	2.5%
宿泊業、飲食サービス業	1,458	4.3%
生活関連サービス業、娯楽業	1,190	3.5%
教育、学習支援業	1,585	4.6%
医療、福祉	5,186	15.1%
複合サービス事業	240	0.7%
サービス業(他に分類されないもの)	1,982	5.8%
公務(他に分類されるものを除く)	1,686	4.9%
分類不能の産業(※1)	859	2.5%

資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

※1 いずれの産業分類にすべきか不明のものを示す。

※2 端数処理のため、合計の数値が合わない箇所がある。

3 観光

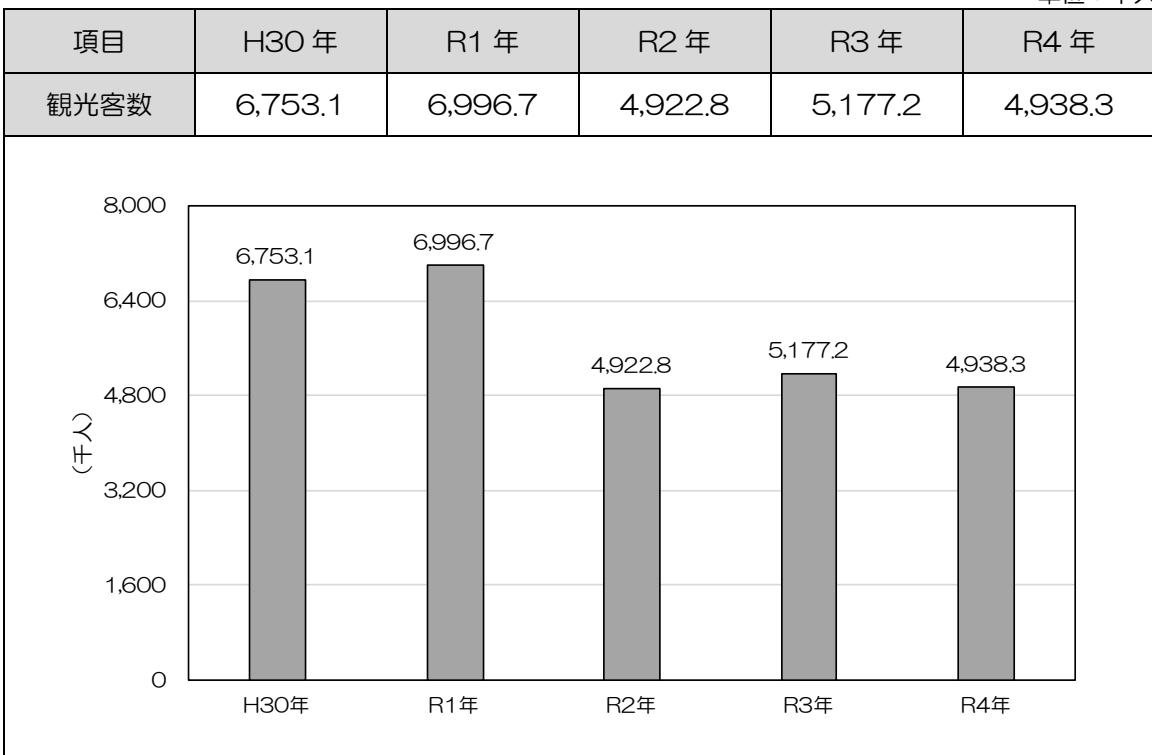
本市では、サガン鳥栖やSAGA 久光スプリングスといった本市をホームタウンとするプロスポーツチームがあるほか、鳥栖プレミアム・アウトレット等の商業施設を中心に多くの観光客が訪れている。

また、国史跡に指定されている勝尾城筑紫氏遺跡や日本四大売薬の一つとして栄えた田代配置売薬を後世に伝える中富記念くすり博物館等、この土地の歴史にふれることができる観光施設もある。

本市における主な観光地を訪れた観光客数は、令和元年度までは7,000千人程度、令和2年に5,000千人程度に減少したのち横ばいで推移している。令和2年度の減少は新型コロナウイルス感染症による影響と推察される。

▼図表2-2-3 年度別観光客数

単位：千人



第3節 都市環境

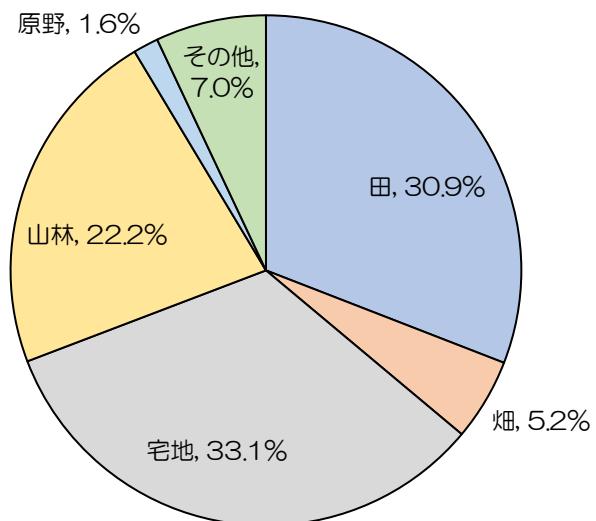
1 土地利用

本市の土地利用状況のうち、宅地が 33.1% を占め最も多く、次いで田が 30.9%、山林が 22.2% と続いている。

▼図表 2-3-1 土地利用（民有地）（令和 5 年）

単位：ha

項目	総数	田	畠	宅地	山林	原野	その他
面積	4,153	1,283	214	1,376	922	65	292
割合	-	30.9%	5.2%	33.1%	22.2%	1.6%	7.0%



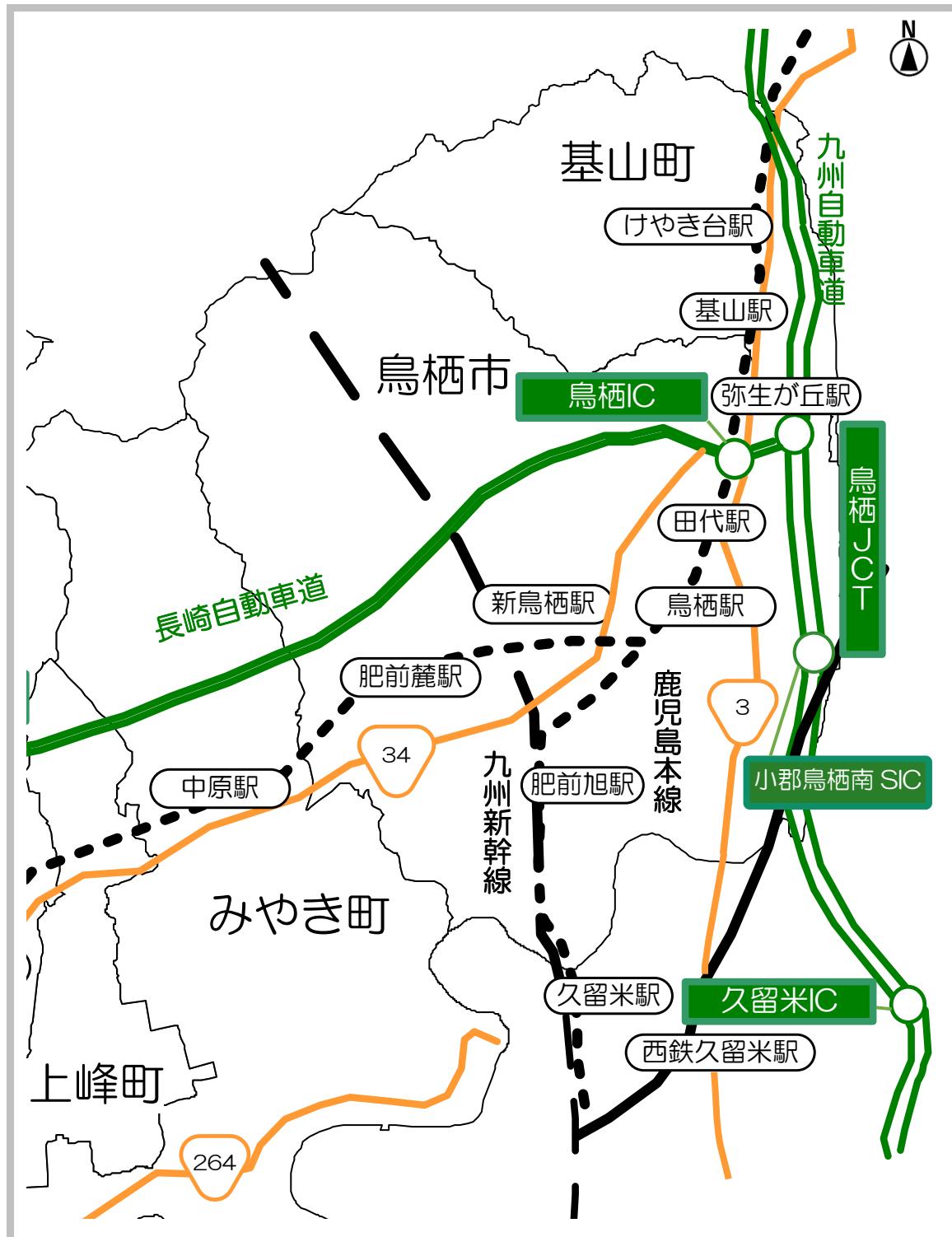
資料：佐賀県「統計年鑑」（令和 5 年版）

2 交通

本市は、九州を南北に縦断する九州縦貫自動車道と東西に横断する九州横断自動車道長崎・大分線が交差し、国道3号・34号の分岐点になっており、車両の交通の利便性が高い。

鉄道については、九州新幹線やJR鹿児島本線が縦断、JR長崎本線が横断しており、本市へのアクセスが容易となっている。

▼図表 2-3-2 交通概略図



第4節 総合計画

本市では、上位計画として総合計画の策定を行っており、計画の概要は以下に示すとおりである。

▼図表 2-4-1 総合計画の概要

【計画名称】	第7次鳥栖市総合計画
【基本計画の期間】	令和3年度～令和12年度
【策定年】	令和3年
【人口目標値】	75,000～77,000人（2060年（令和42年）） ※将来目標人口 76,326人（2030年（令和12年）） ※鳥栖市人口ビジョン令和元年度改定版：将来人口推計の推移より
【将来都市像】	住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖 －“鳥栖スタイル”の深化－
【自然環境保全と循環型社会の推進に関する主な取組】	
○基本目標：自然との共生を図り、未来へつなぐまち	
○施策①：自然環境保全と循環型社会の推進	
(主な取組)	
• 自然・環境保全活動の推進	
→市民や事業者が自然・環境について学ぶとともに、自然と触れ合う機会の創出に取り組みます。また、市民等との連携による環境保全や環境美化の活動に取り組みます。	
• 地球温暖化対策の推進	
→地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを抑制するための対策に取り組みます。	
• ごみ減量とリサイクルの推進	
→ごみの減量化や、資源物の分別収集によるリサイクルに取り組みます。	
○成果指標【後期基本計画（令和8年3月策定）】	
• 市民1人1日当たりの資源物以外のごみ排出量：	（令和12年目標）
• リサイクル率	：（令和12年目標）

第3章 ごみ処理の基本的な方針と目標

第1節 廃棄物処理の現状と課題

1 ごみの分別

本市の分別区分は、大きく①可燃ごみ、②不燃ごみ、③資源ごみ、④粗大ごみの4種類である。不燃ごみは金物ごみ、われものごみの2種類に分別する。資源ごみは、紙・布類、ビン、缶、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、廃食用油、蛍光灯・電球・乾電池・水銀体温計・モバイルバッテリーに分別される。

▼図表3-1-1 ごみ種類別分別

ごみ種類		具体例	分別区分名称
可燃ごみ		紙くず類、生ごみ、布製品、ゴム類、プラスチック類、革・ビニール製品、木くず類	もやせるごみ
不燃ごみ		小型家電、包丁、ライター、カミソリ、油の入っていた缶、缶詰のフタ、金属製のキャップ、金属製の鍋	金物ごみ
		鏡、ガラス製品類、陶器類	われものごみ
資源ごみ	紙・布類	新聞、チラシ	新聞紙
		牛乳パック	牛乳パック
		段ボール	段ボール
		雑誌	雑誌類
		布類	古着
	ビン	一升ビン	生きビン
		ビールビン	
		透明のビン	無色ビン
		茶色のビン	茶色ビン
		無色・茶色ビン以外のビン	その他色ビン
	缶	ジュース缶、ビール缶、缶詰、のり・かつおぶし缶、整髪料、カセットボンベ 等	スチール缶・アルミ缶
			スプレー缶
	ペットボトル	ジュース、焼酎、しょうゆ等の透明のペットボトル	ペットボトル
	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ
	容器包装プラスチック	お菓子の袋、卵パック、レジ袋 等	容器包装プラスチック
	廃食用油	使用済みのてんぷら油	廃食用油
	蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計・モバイルバッテリー	蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計・モバイルバッテリー	蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計・モバイルバッテリー
粗大ごみ		家具類、家電類、寝具類、自転車、三輪車等で指定ごみ袋に入らないもの	粗大ごみ

2 ごみの排出量

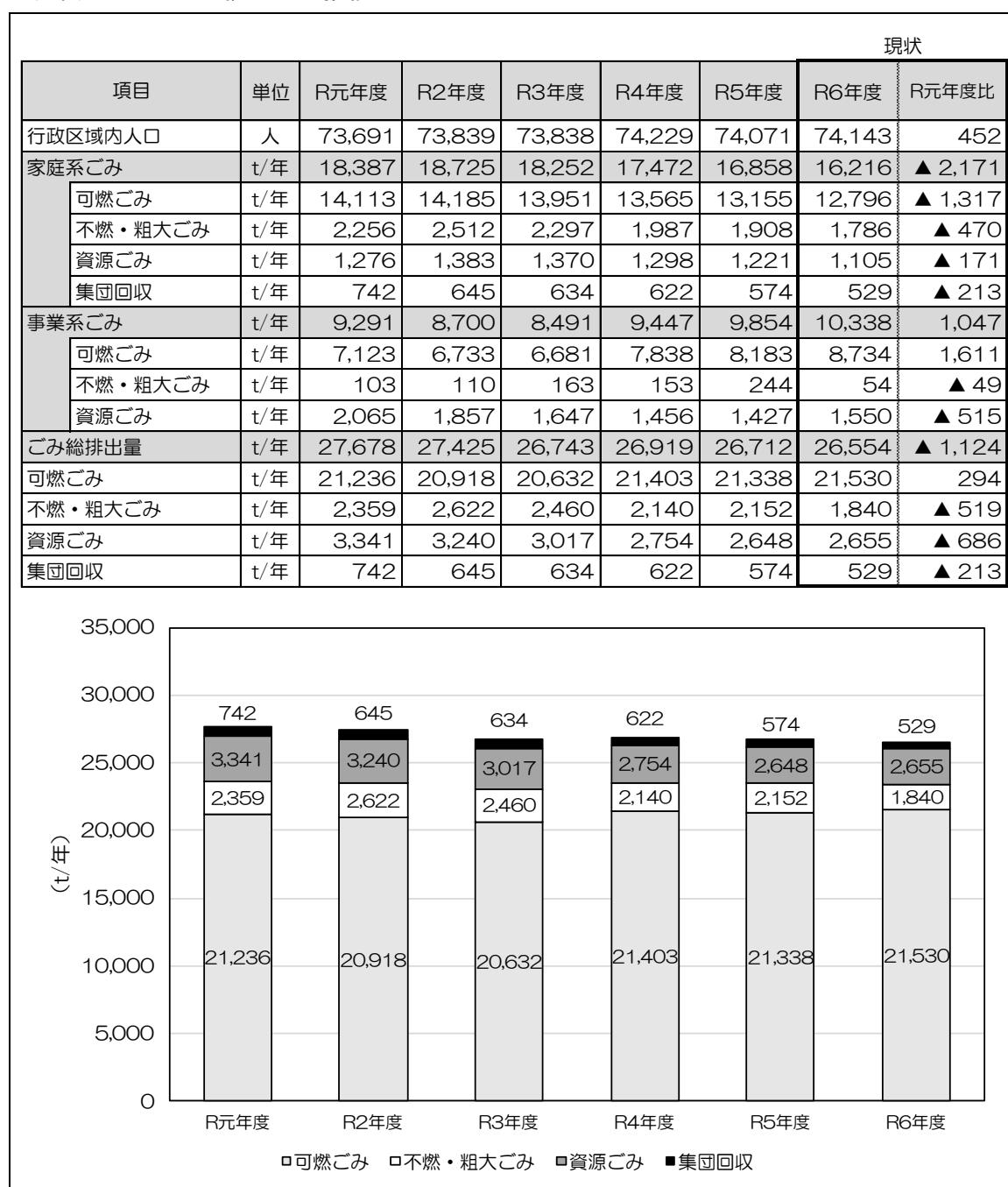
2-1 年間排出量

本市におけるごみの年間総排出量は減少傾向にある。

家庭系ごみは減少傾向であり、資源ごみの減少は、民間の資源回収ボックス等により本市の収集以外での回収が進んでいることや、古紙消費量の減少が要因と推測される。

事業系ごみについては増加傾向となっており、事業活動の活発化等によるものと推測される。

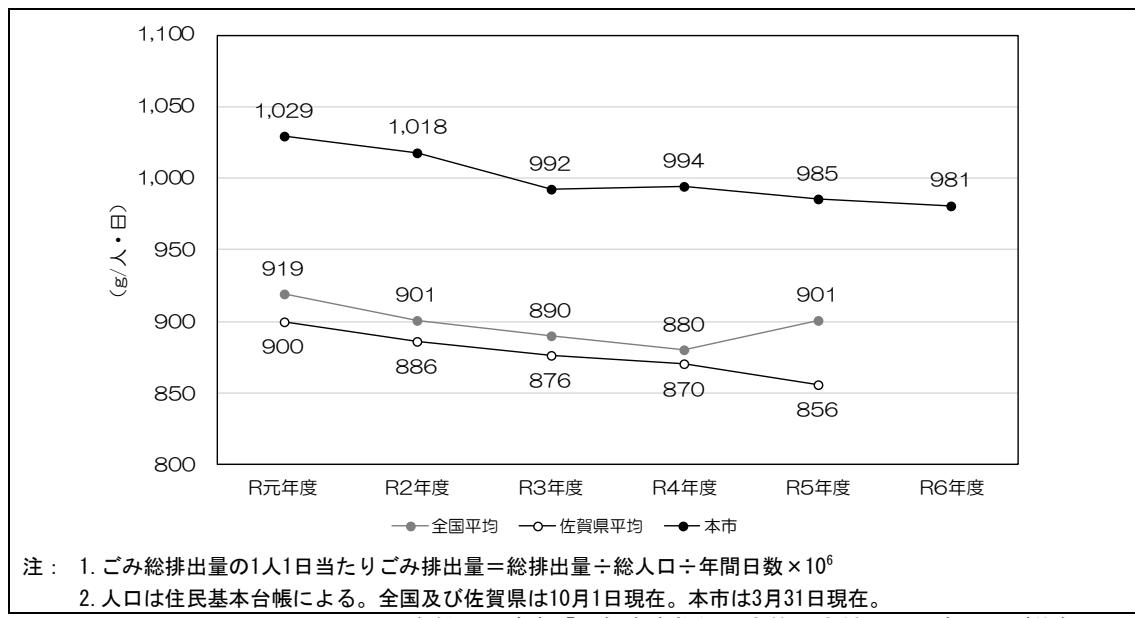
▼図表 3-1-2 ごみ排出量の推移



2-2 1人1日当たりごみ排出量

本市のごみ総排出量に対する1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向となっているが、令和6年度では981gと、佐賀県平均や全国平均と比較すると高い値で推移している。

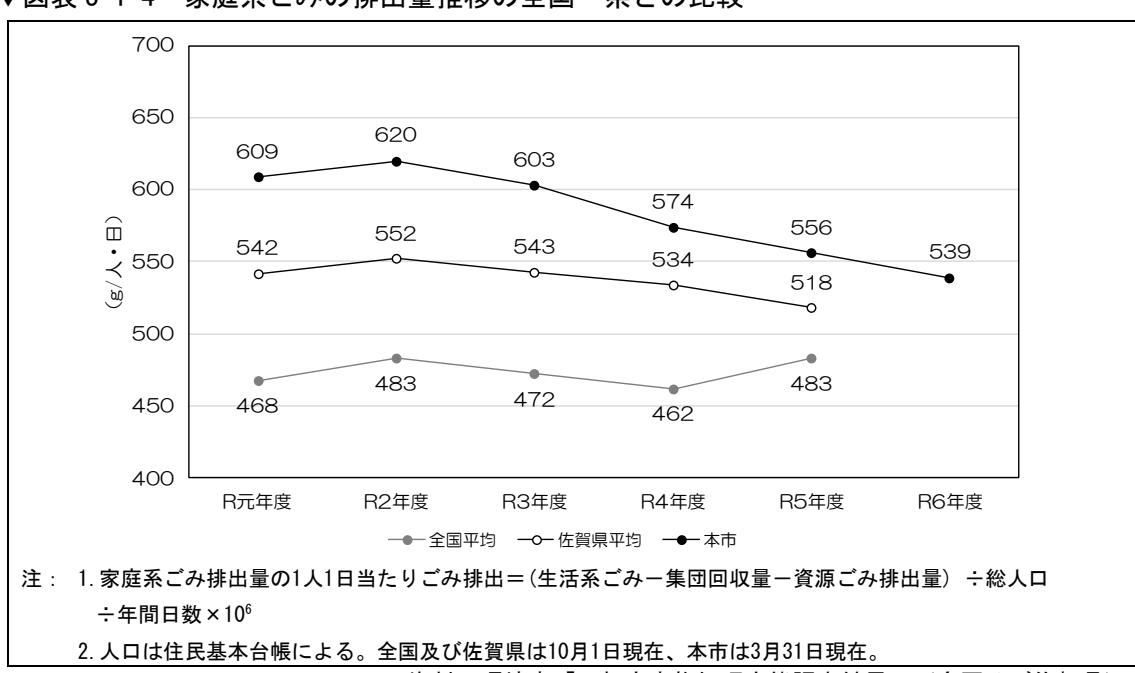
▼図表3-1-3 ごみ総排出量推移の全国・県との比較



2-3 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるが、佐賀県平均や全国平均と比較すると高い値で推移している。

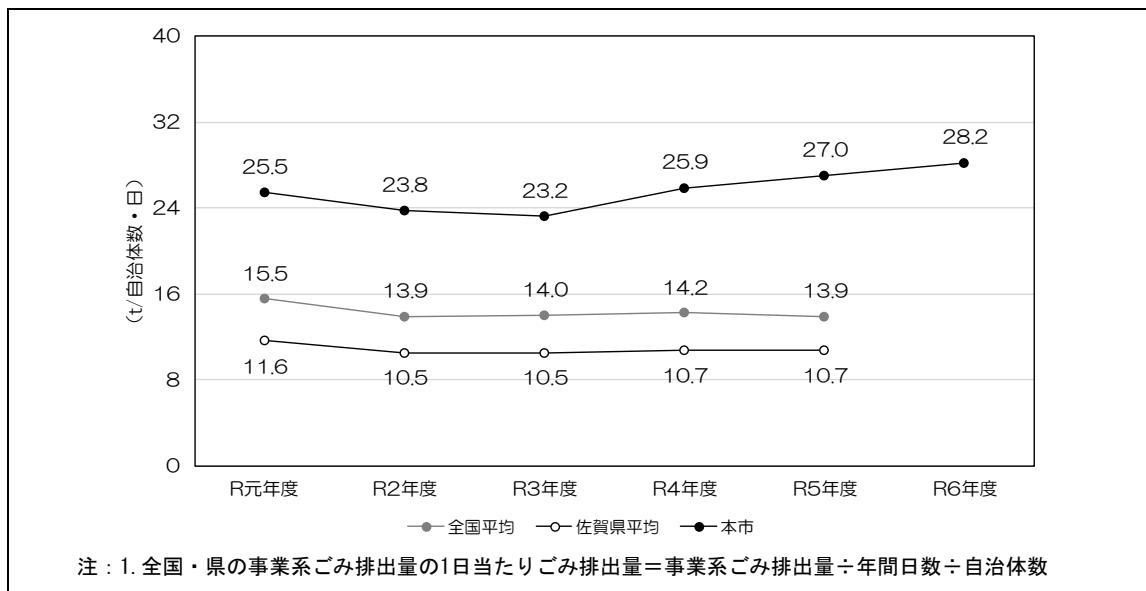
▼図表3-1-4 家庭系ごみの排出量推移の全国・県との比較



2-4 事業系1日当たりごみ排出量

事業系ごみの1日当たりごみ排出量は増加傾向となっており、佐賀県平均や全国平均より高い値で推移している。本市では企業・工場の立地が多い地域であることから事業系ごみ排出量に影響を及ぼしているものと考えられる。

▼図表3-1-5 事業系ごみの排出量推移の全国・県との比較



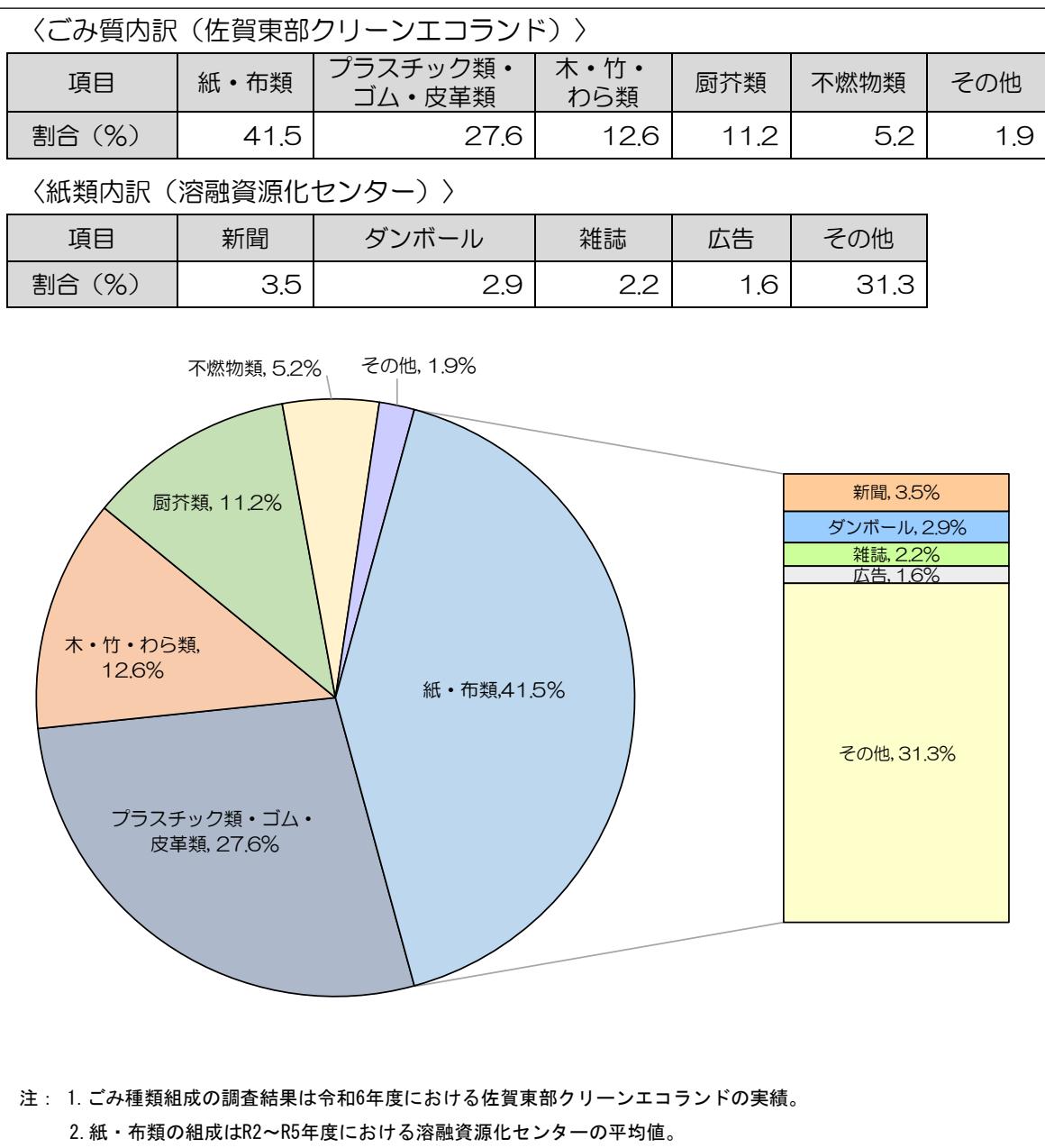
3 ごみの性状

佐賀東部クリーンエコランドにおいて焼却処理を行う可燃ごみは、定期的にごみ種類組成、三成分等のごみ質調査を実施している。

令和6年度の佐賀東部クリーンエコランドにおけるごみ種類組成の調査結果（湿ベース）の構成比は、紙・布類が41.5%、プラスチック類・ゴム・皮革類が27.6%、木・竹・わら類が12.6%、厨芥類（生ごみ）が11.2%、不燃物類が5.2%、その他が1.9%である。

令和2～5年度の溶融資源化センターにおける紙・布類内訳は、新聞3.5%、ダンボール2.9%、雑誌2.2%、広告1.6%、その他31.3%である。

▼図表3-1-6 ごみの性状



4 ごみ処理システム

4-1 収集運搬に関する事項

本市のごみの収集頻度は、可燃ごみが週2回、不燃ごみ及び資源ごみが地区により月1～2回としている。ただし、不燃ごみ及び資源ごみについては、月～土曜日に拠点回収を行っている。粗大ごみは予約制の戸別収集である。

▼図表 3-1-7 ごみ排出方法（令和7年度）

ごみ種類		収集頻度及び収集場所	排出容器及び手数料
可燃ごみ		週2回 ステーション収集	指定袋 (大：42円/枚、小：26円/枚、 特小：12円/枚)
不燃ごみ		月1～2回 指定場所 月～土曜日 拠点回収	指定袋 (大：42円/枚、小：26円/枚)
資源ごみ	紙類	月～土曜日 拠点回収	大型コンテナ
	布類	月～土曜日 拠点回収	大型コンテナ
	ピン	月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	コンテナ
	缶	月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	コンテナ
	ペットボトル	月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	ネット
	白色トレイ	月～土曜日 拠点回収	ネット
	容器包装 プラスチック類	月～土曜日 拠点回収	ネット
	廃食用油	月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	フタ付容器・コンテナ
	蛍光管・電球・ 乾電池・水銀体温計 ・モバイルバッテリー	月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	透明の袋、購入時の箱
	粗大ごみ	月1回 戸別収集 (予約)	シール (520円/枚)

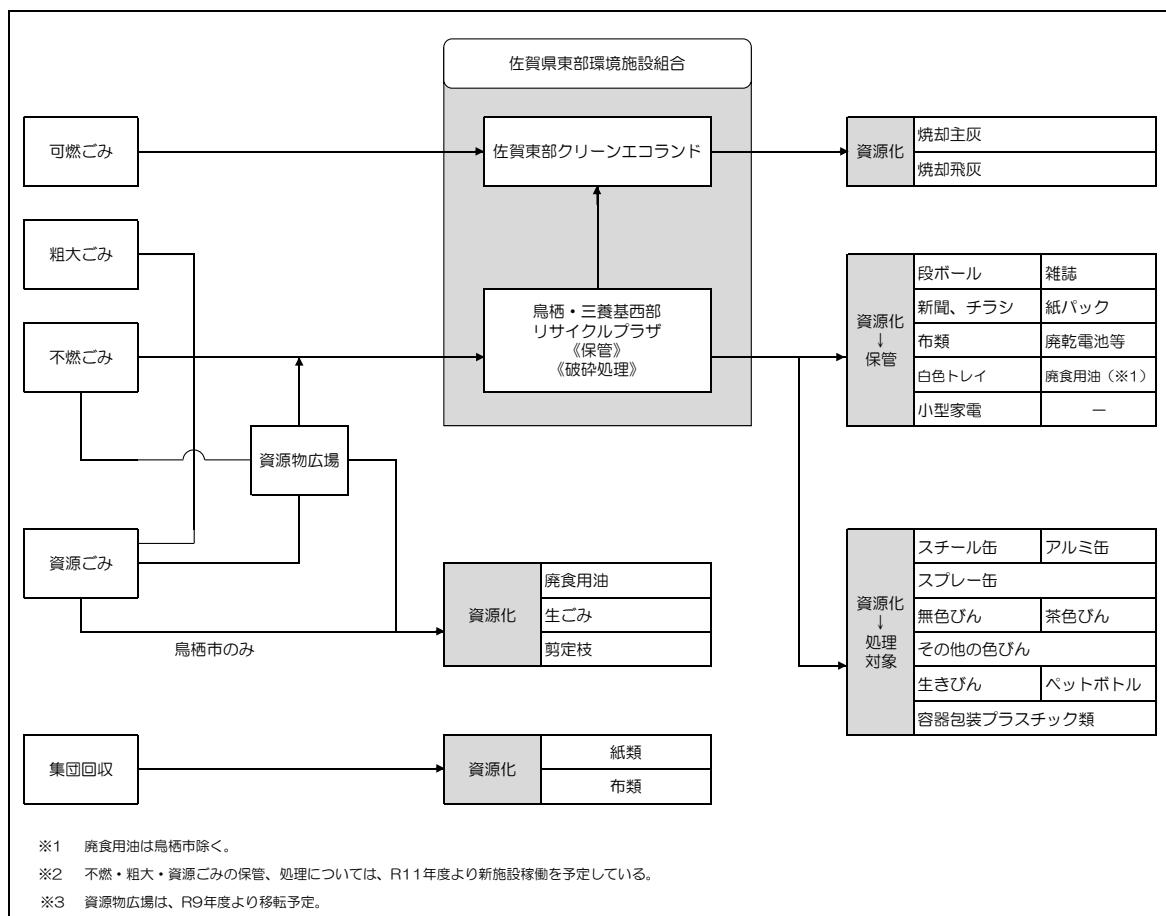
4-2 ごみ処理の流れ

現在、本市から排出された可燃ごみは、佐賀県東部環境施設組合が管轄する佐賀東部クリーンエコランドで焼却処理を行っており、焼却処理に伴う焼却灰、焼却飛灰を全量資源化している。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザで処理対象物の特性に合わせ破碎・選別・圧縮梱包等の処理を行っている。その際に回収した金属類等は資源化、その他処理過程で発生した可燃残渣及び不燃残渣は佐賀東部クリーンエコランドで焼却処理している。不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理については、現在マテリアルリサイクル推進施設の整備を行っており、令和 11 年度より稼働開始予定である。

なお、廃食用油、生ごみ、剪定枝等の品目については、本市が許可する施設において資源化されているものもある。

▼図表 3-1-8 ごみ処理の流れ（令和 7 年度）



4-3 ごみ処理施設

現在、本市から排出されたごみは、佐賀県東部環境施設組合が管轄する佐賀東部クリーンエコランド、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ及び本市が許可する施設において処理を行っている。

佐賀東部クリーンエコランドでは、焼却処理後に発生する焼却主灰、焼却飛灰を土木資材やセメント原料等として有効利用している。また、本施設では焼却処理時に発生する廃熱を回収した発電を行っており、施設内の電力として利用している。

鳥栖・三養基西部リサイクルプラザでは、不燃ごみや粗大ごみを破碎処理・選別・圧縮、資源ごみは選別・圧縮・保管等を行い、資源化の促進を図っている。

本市が許可する施設においては、剪定枝等を資源化処理している。

▼図表 3-1-9 佐賀東部クリーンエコランドの概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	佐賀東部クリーンエコランド
	供用開始	令和6年4月
	処理対象	可燃ごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物
	処理能力	86t/日×2炉 172t/日
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉式焼却炉

▼図表 3-1-10 鳥栖・三養基西部リサイクルプラザの概要

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ (※佐賀県東部環境施設組合で運営)
	供用開始	平成16年4月
	処理対象	不燃ごみ・粗大ごみ、缶類、ペットボトル・容器包装プラスチック、ビン類、紙類、白色トレイ・古布、乾電池・蛍光管
	処理能力	47t/日(5h)
	処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他

5 排出抑制・資源化への取組

5-1 啓発の実施

本市では、市民や事業者によるごみの排出抑制や資源化を推進するため、広報紙やホームページ等で啓発を行っている。

5-2 集団回収

本市では、子供会や自治会等の各種団体による資源回収の活動に助成金を交付している。交付対象としている品目は、新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙製容器、古繊維等としている。

集団回収量は減少傾向となっており、令和6年度は529t/年となっている。

▼図表 3-1-11 集団回収の実績

単位:t/年

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
集団回収量	645	634	622	574	529

5-3 生ごみの堆肥化等による減量化

家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、市民を対象に生ごみ堆肥化容器等の購入に対する補助金の交付を実施している。

▼図表 3-1-12 生ごみ処理機の購入補助実績

単位:件/年

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
処理容器	17	23	6	8	2
処理機	15	22	18	19	22
合計	32	45	24	27	24

5-4 事業者による資源化

本市では、資源ごみの分別収集や拠点回収以外に、令和7年11月現在、スーパーマーケット（6店舗）や資源回収業者（4事業者）に直接資源物を持ち込むことができる取組を実施しており、こうした情報をホームページ等で提供している。

5-5 ゼロカーボン推進パートナー

鳥栖市では、「2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする“ゼロカーボンシティ”の実現に向け、市民、事業者、行政が一体となって取り組む」旨の「鳥栖市ゼロカーボンシティ宣言」を宣言している。リサイクルの促進や食品ロスの削減などに取り組む事業者を、「鳥栖市ゼロカーボン推進パートナー」として認定し、ゼロカーボンに向けてともに歩みをすすめている。

▼図表 3-1-13 ゼロカーボン推進パートナーの認定概要

項目	概要
対象事業者	鳥栖市内に事業所・工場・店舗を有する事業者等
パートナーの要件等	○脱炭素につながる“3つ以上”的取組を実施していること、または1年内に実施する予定があること。 (例) <ul style="list-style-type: none">・クールビズ、ウォームビズの実施・省エネ性能の高い設備機器の導入・エコドライブ・リサイクルの促進・職場や地域での環境意識醸成・照明、冷暖房の使用抑制・太陽光発電設備の導入・公共交通機関、自転車の利用促進・食品ロスの削減・森林保全活動への参加

6 中間処理・最終処分の実績

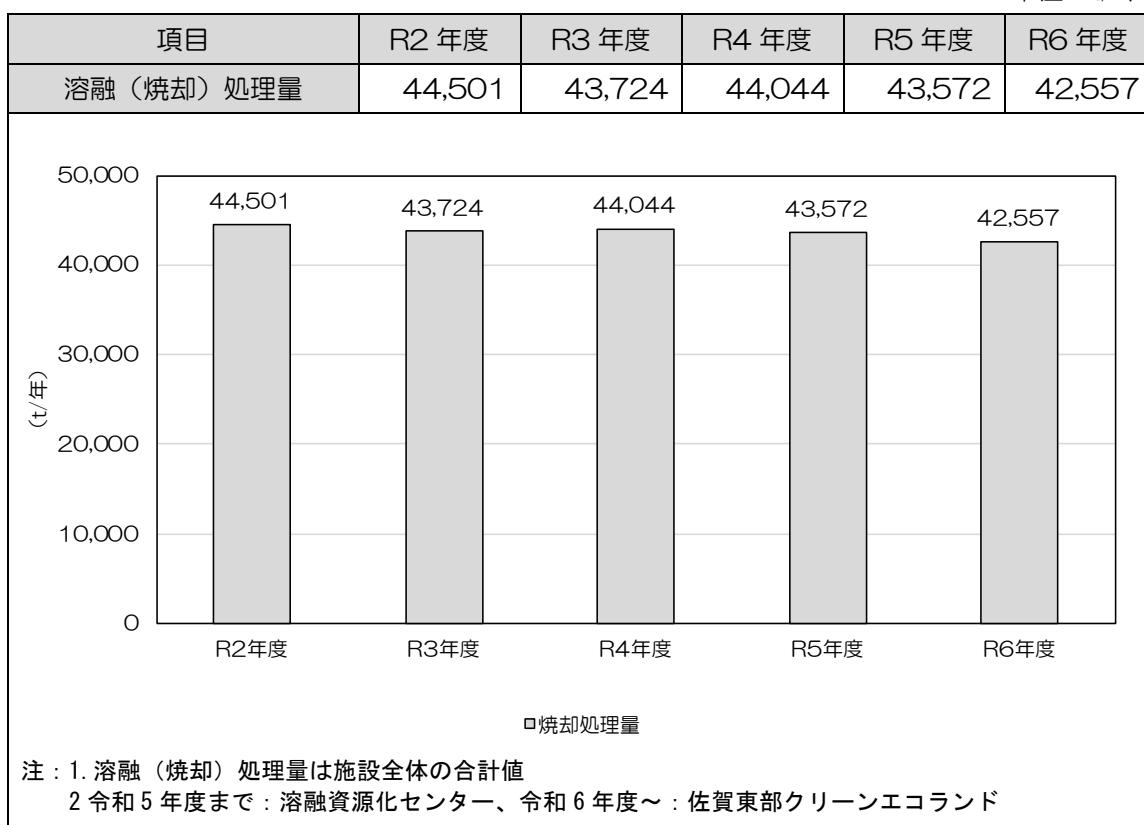
6-1 可燃ごみ

可燃ごみは、令和5年度までは溶融資源化センターにおいて溶融処理、令和6年度からは佐賀東部クリーンエコランドにおいて焼却処理を行っている。

焼却処理量は、43,000トン程度で推移している。

▼図表3-1-14 可燃ごみの処理状況

単位:t/年

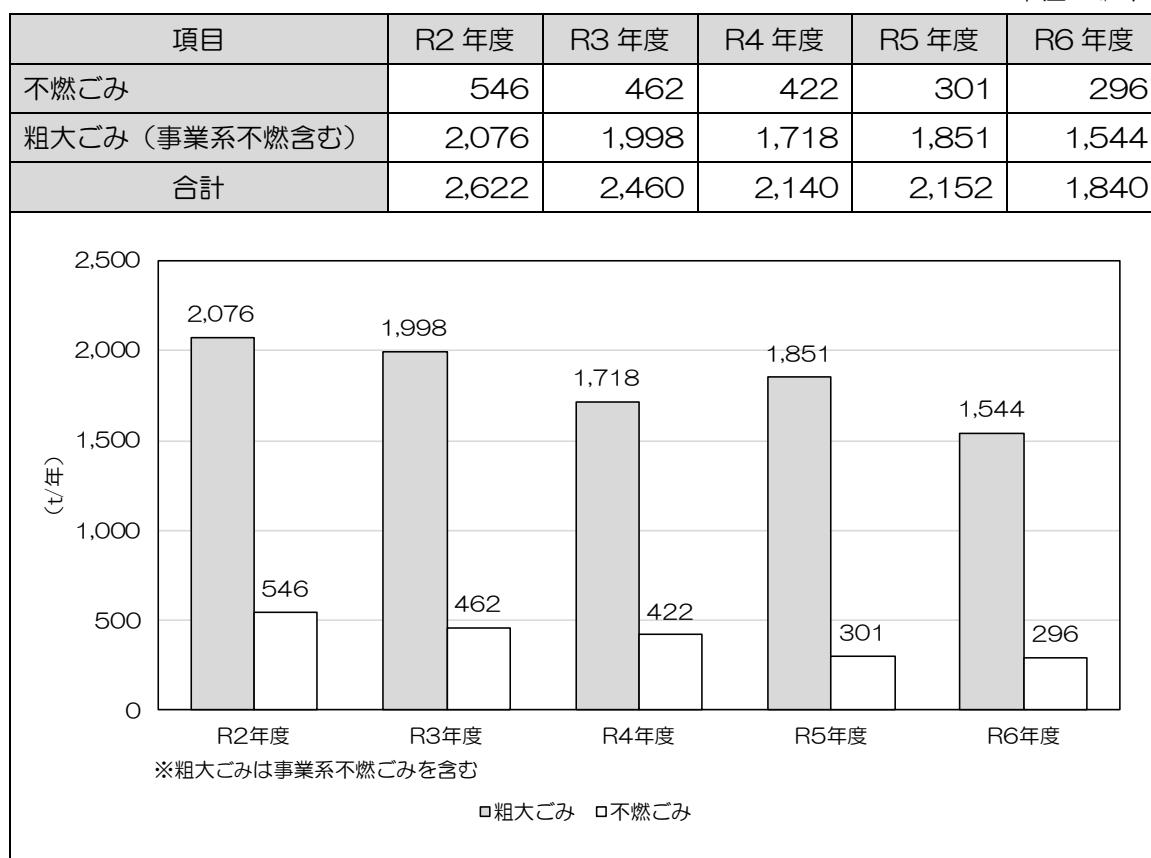


6-2 不燃・粗大ごみ

不燃・粗大ごみは鳥栖・三養基西部リサイクルプラザで処理を行っている。処理量の推移は減少傾向となっている。

▼図表 3-1-15 不燃・粗大ごみの処理状況

単位:t/年



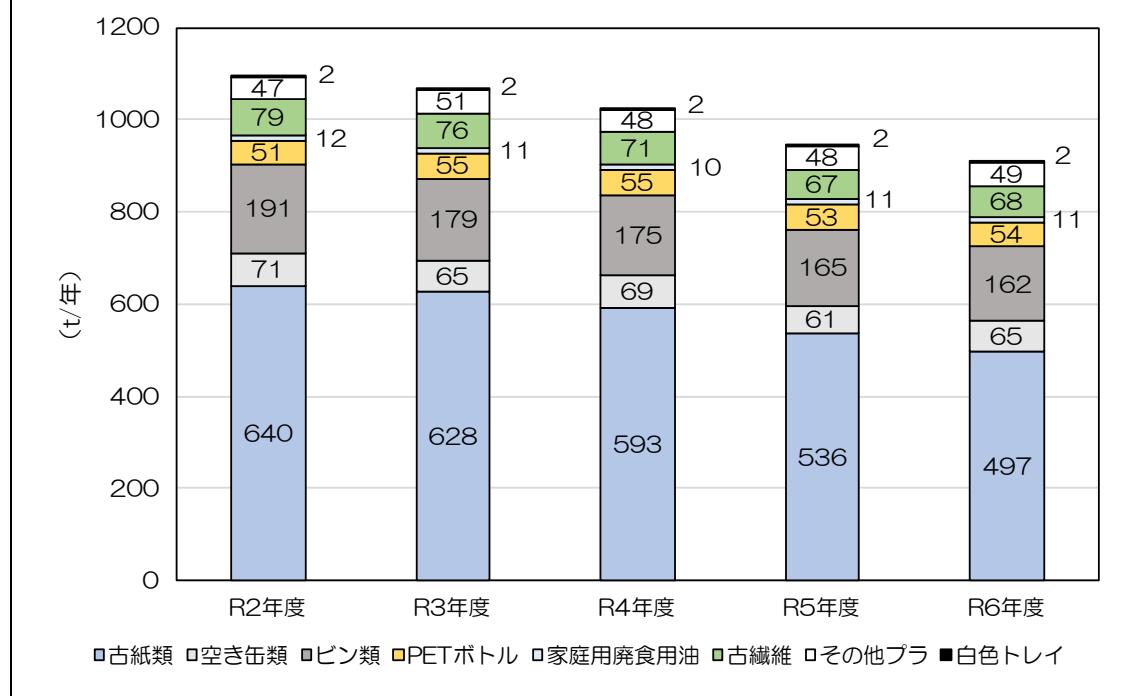
6-3 資源ごみ

資源ごみは町区や資源物広場で回収した後、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザへ搬出し資源化処理が行われている。資源ごみ回収量・処理量の推移は減少傾向となっている。

▼図表 3-1-16 資源物広場の回収状況

単位:t/年

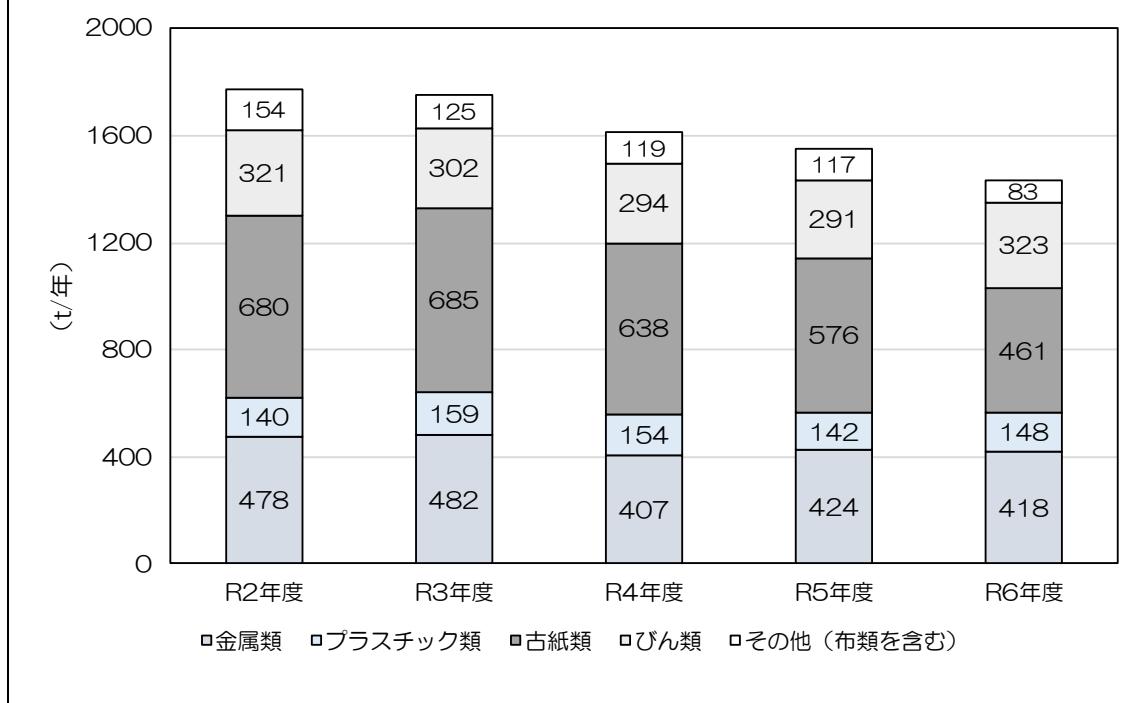
項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
古紙類	640	628	593	536	497
空き缶類	71	65	69	61	65
ピン類	191	179	175	165	162
PET ボトル	51	55	55	53	54
家庭用廃食用油	12	11	10	11	11
古繊維	79	76	71	67	68
その他プラ	47	51	48	48	49
白色トレイ	2	2	2	2	2
合計	1,093	1,067	1,023	943	908



▼図表 3-1-17 資源ごみの処理状況（鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ）

単位:t/年

項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
金属類	478	482	407	424	418
プラスチック類	140	159	154	142	148
古紙類	680	685	638	576	461
びん類	321	302	294	291	323
その他（布類を含む）	154	125	119	117	83
合計	1,773	1,753	1,612	1,550	1,433

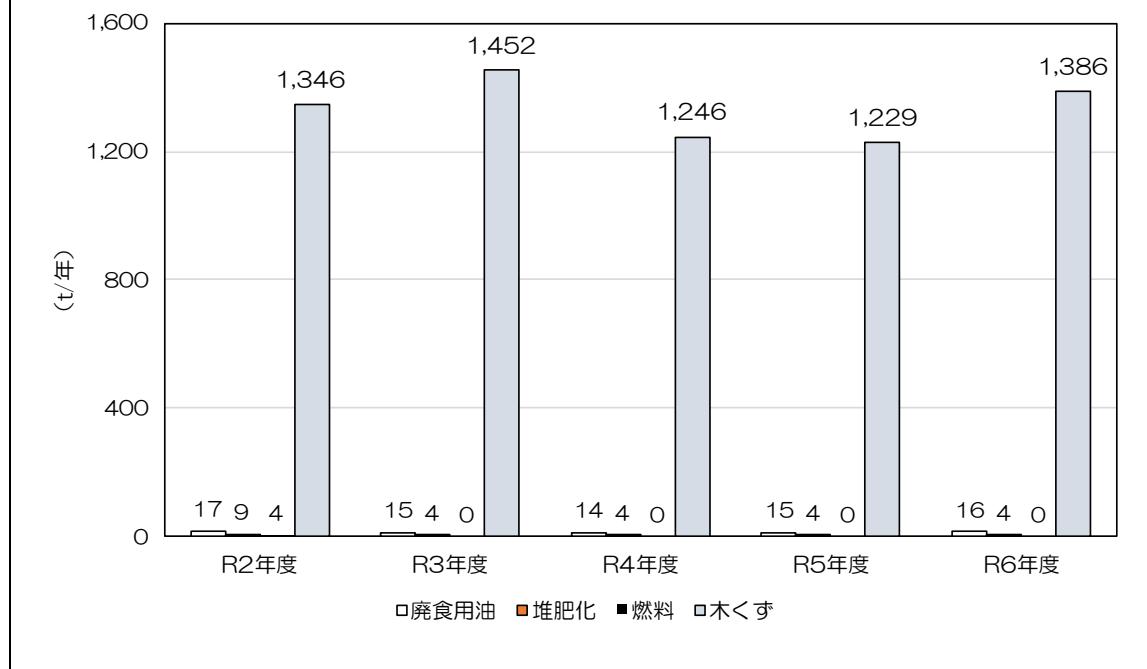


また、本市では分別収集で集めた廃食用油を鳥栖・三養基西部リサイクルプラザに搬入せずに、本市が許可する施設にて資源化しているほか、事業者等から排出された生ごみの堆肥化、剪定枝のチップ化等の資源化を行っているものもある。

▼図表 3-1-18 本市が許可する施設での資源化実績

単位:t/年

項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
廃食用油	17	15	14	15	16
堆肥化	9	4	4	4	4
燃料	4	0	0	0	0
木くず	1,346	1,452	1,246	1,229	1,386
合計	1,376	1,471	1,264	1,248	1,406



6-4 資源化量の実績

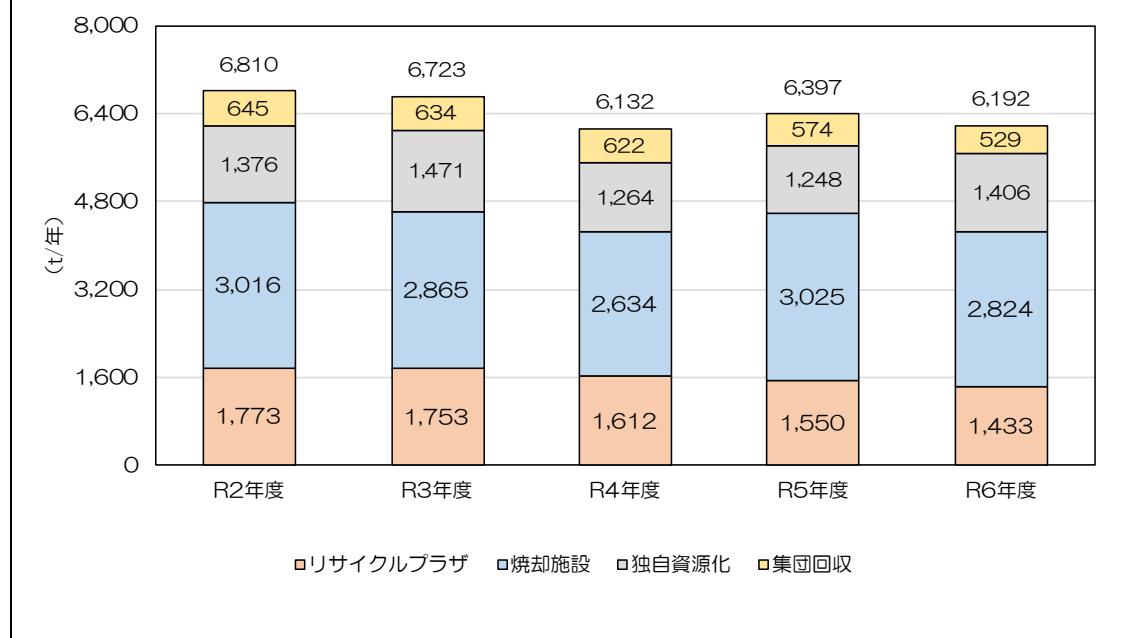
本市の資源化量の実績は減少傾向となっている。

焼却施設については、令和5年度までは溶融資源化センターで溶融処理後に発生する溶融スラグ・溶融メタル・溶融飛灰を資源化していた。令和6年度以降は、佐賀東部クリーンエコランドで焼却処理後に発生する焼却主灰、焼却飛灰を資源化している。

▼図表 3-1-19 資源化量の実績

単位:t/年

項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
焼却施設	3,016	2,865	2,634	3,025	2,824
リサイクルプラザ	1,773	1,753	1,612	1,550	1,433
独自資源化	1,376	1,471	1,264	1,248	1,406
集団回収	645	634	622	574	529
合計	6,810	6,723	6,132	6,397	6,192

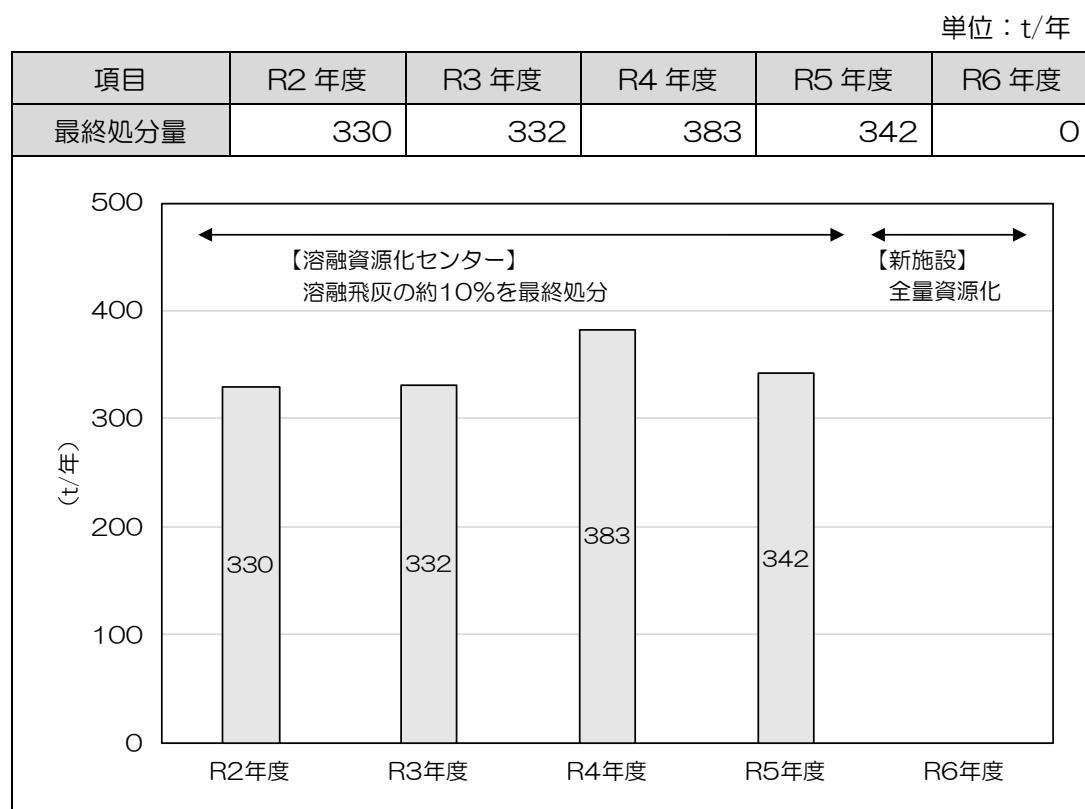


6-5 最終処分（埋立）

令和5年度まで稼働していた溶融資源化センターでは、鳥栖・三養基西部環境施設組合管内から排出された可燃ごみ及び鳥栖・三養基西部リサイクルプラザにて処理を行った後に発生する可燃残渣及び不燃残渣を溶融処理し、全量を溶融スラグ・溶融メタル・溶融飛灰を資源化していた。しかし、災害等により溶融飛灰の受入施設への搬入が不能になった際の事業継続のためのバックアップ体制を整えるため、令和元年度から生成される溶融飛灰の約10%を最終処分（埋立）していた。

令和6年度から稼働している佐賀東部クリーンエコランドでは、佐賀県東部環境施設組合管内から排出されたごみの処理を行った後に発生する焼却灰及び焼却飛灰を全量資源化している。

▼図表3-1-20 最終処分の状況

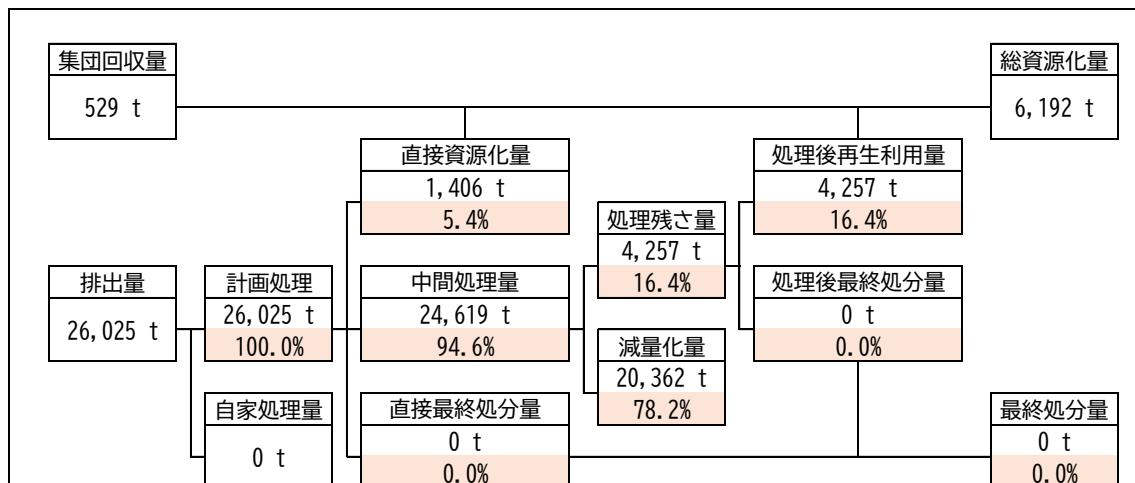


7 リサイクルと最終処分の状況（令和6年度）

本市の集団回収や中間処理等の資源化を含めた資源化量は、令和6年度実績で6,192t/年となっており、リサイクル率は23.3%と佐賀県及び全国の平均値より高い値となっている。

最終処分量については、佐賀県東部環境施設組合において焼却処理等の中間処理を実施し全量資源化を行っているため、埋立処分を行っていない。

▼図表 3-1-21 リサイクルと最終処分の状況(令和6年度)



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

項目	【リサイクル率】		【最終処分率】	
	資源化量	排出量(処理量) + 集団回収量	最終処分量	排出量(処理量)
本市 (令和6年度)	23.3%		0%	
佐賀県平均 (令和5年度)	20.0%		3.8%	
全国平均 (令和5年度)	20.0%		9.1%	

注：リサイクル率及び最終処分率は、以下に示す数値を利用して試算する。

排出量＝家庭系+事業系

資源化量＝直接資源化量+中間処理後の資源化+集団回収量

佐賀県及び全国のリサイクル率、最終処分率は処理量で計算

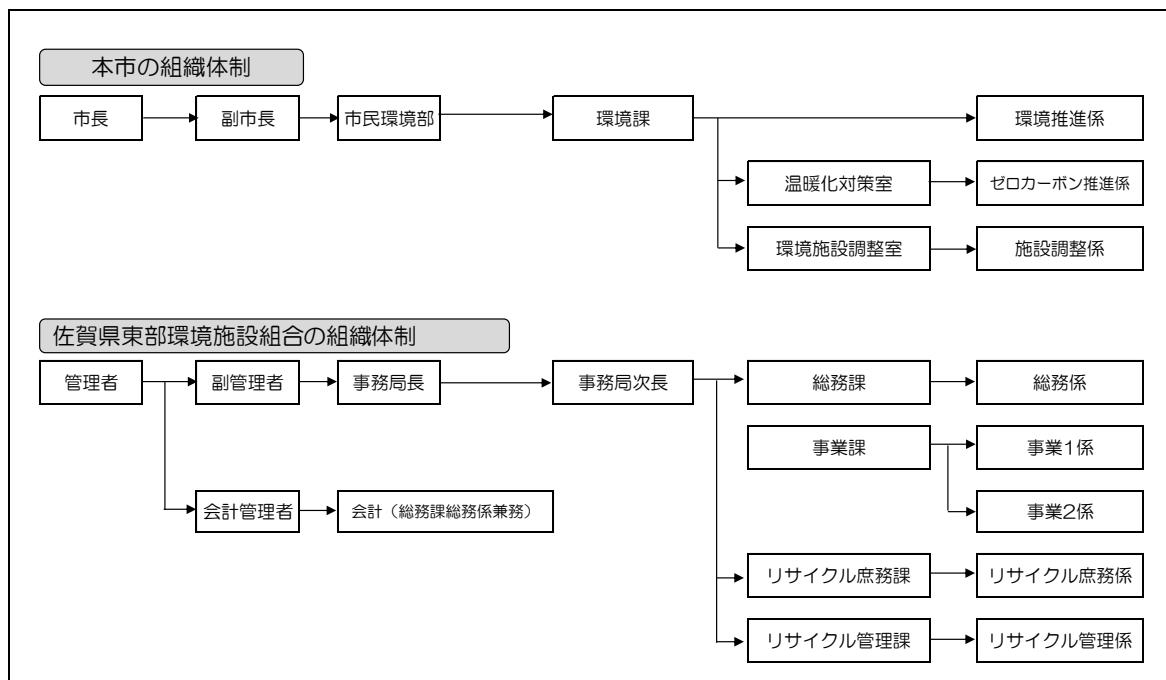
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（佐賀県及び全国）

8 ごみ処理に関する組織体制及び処理経費

8-1 ごみ処理の組織体制

ごみ処理の組織体制は、以下のとおりである。

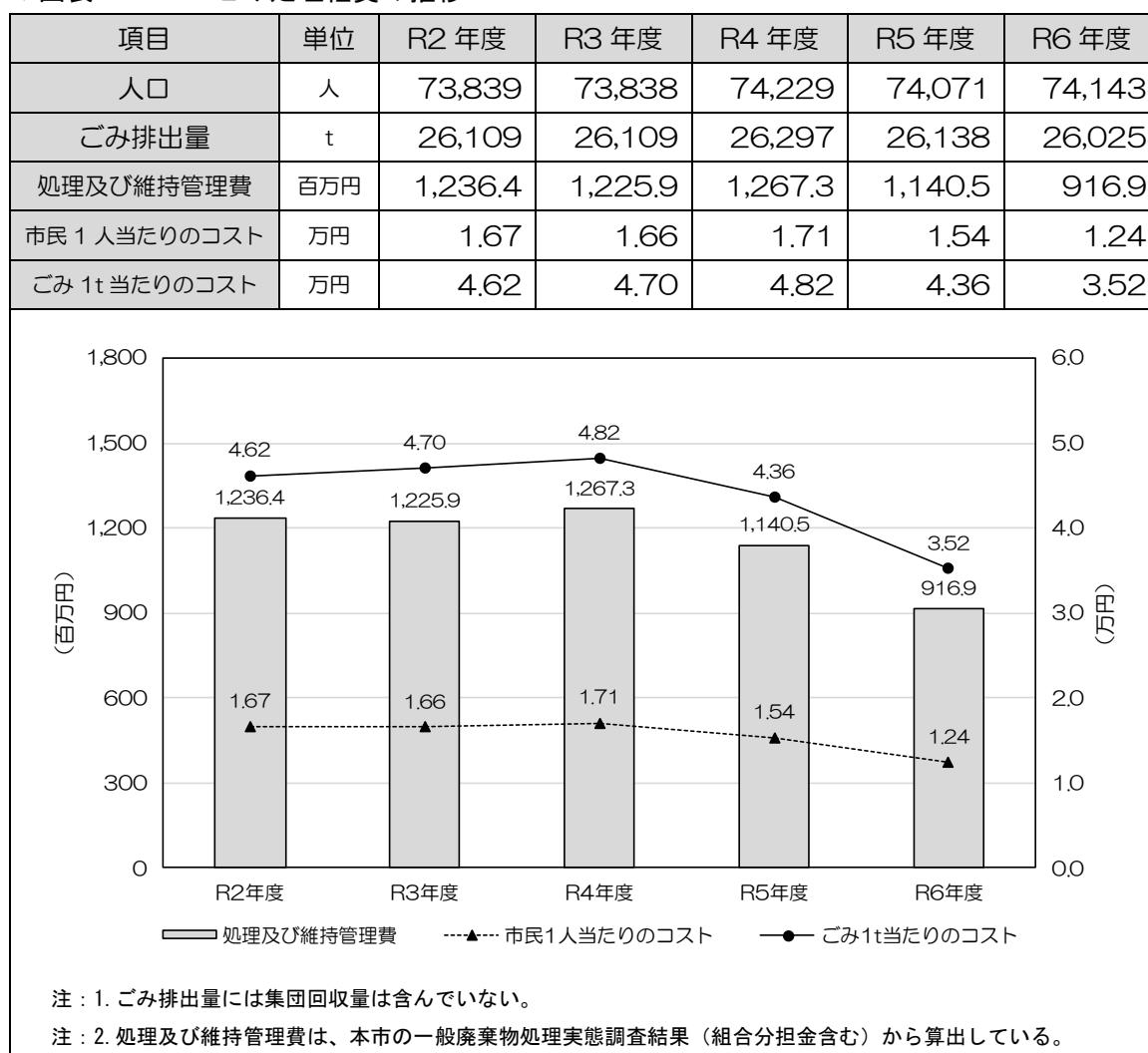
▼図表 3-1-22 ごみ処理の行政組織体制



8-2 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、令和4年度までは増加傾向、令和5年度以降では減少している。市民1人当たりコスト、ごみ1t当たりコストも若干の変動はあるものの令和5年度以降は減少傾向で推移している。

▼図表3-1-23 ごみ処理経費の推移

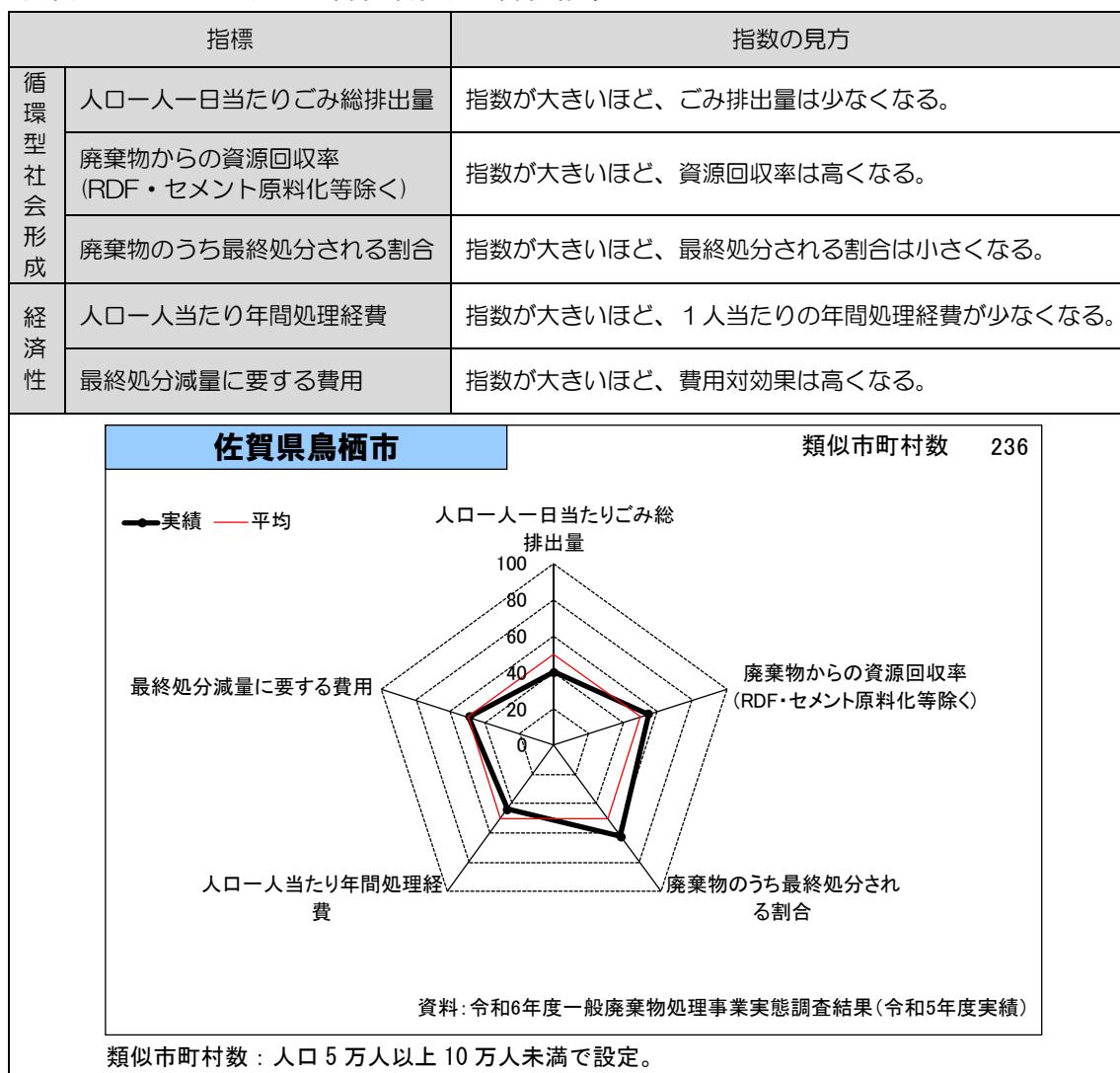


9 ごみ処理評価

本市のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、令和5年度実績を基に、本市と同程度の人口規模の自治体との比較評価は次のとおりである。

人口一人一日当たりごみ総排出量は、標準偏差が50を下回っているため全国平均と比べてごみ排出量が多くなっている状態である。廃棄物からの資源回収率及び廃棄物のうち最終処分される割合は、埋立処分を行っていないため標準偏差が50を上回っている。人口一人当たりの年間処理経費は、標準偏差が50を下回っているため、全国平均と比べて年間の処理経費や、焼却処理等による減量に要する費用が高くなっている状態である。最終処分量に要する費用は標準偏差とほぼ同様となっている。

▼図表 3-1-24 ごみ処理の評価項目及び評価結果



10 ゴミ処理に関する課題

本市のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりである。

【ごみの排出に関する事項】

ごみの減量が必要

- 令和 6 年度の本市のごみ総排出量に対する一人一日当たりのごみ排出量は 981g と、佐賀県平均 (856g) や全国平均 (901g) と比較して多くなっていることから、ごみの減量化が必要である。
- 家庭系の一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向となっているが、佐賀県平均や全国平均と比較して多いため、ごみの減量化や適正処理を維持していく必要がある。
- 事業系の 1 日当たりのごみ排出量は増加傾向であり、事業者のごみの減量化や適正処理をさらに進める必要がある。

【資源化に関する事項】

分別徹底が必要

- 佐賀東部クリーンエコランドの組成調査結果より可燃ごみには、資源ごみに分類される古紙等が多く混入していることから、分別の徹底が必要である。

【中間処理に関する事項】

安定的かつ適正処理ができる施設維持が必要

- 焼却施設については、佐賀東部クリーンエコランドが令和 6 年度より稼働開始しており、組合構成市町と連携して施設を適正に維持管理、運転していく必要がある。
- 資源化施設については、現在マテリアルリサイクル推進施設の整備を行っており、令和 11 年度より稼働開始予定である。新施設の稼働開始までは、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザにおいて適正処理を継続する必要がある。
- 旧焼却施設の解体跡地に新たな資源物等ストックヤードの整備を計画しており、令和 9 年度より稼働開始予定である。新施設の稼働開始までは、資源物広場において、資源物の適正回収を継続する必要がある。

【最終処分に関する事項】

最終処分量の削減（全量資源化）が必要

- 本市及び組合では最終処分場を保有しておらず、民間業者による資源化を行っている。適正処理を継続していくため、引き続き資源化の実施体制を確保していく必要がある。

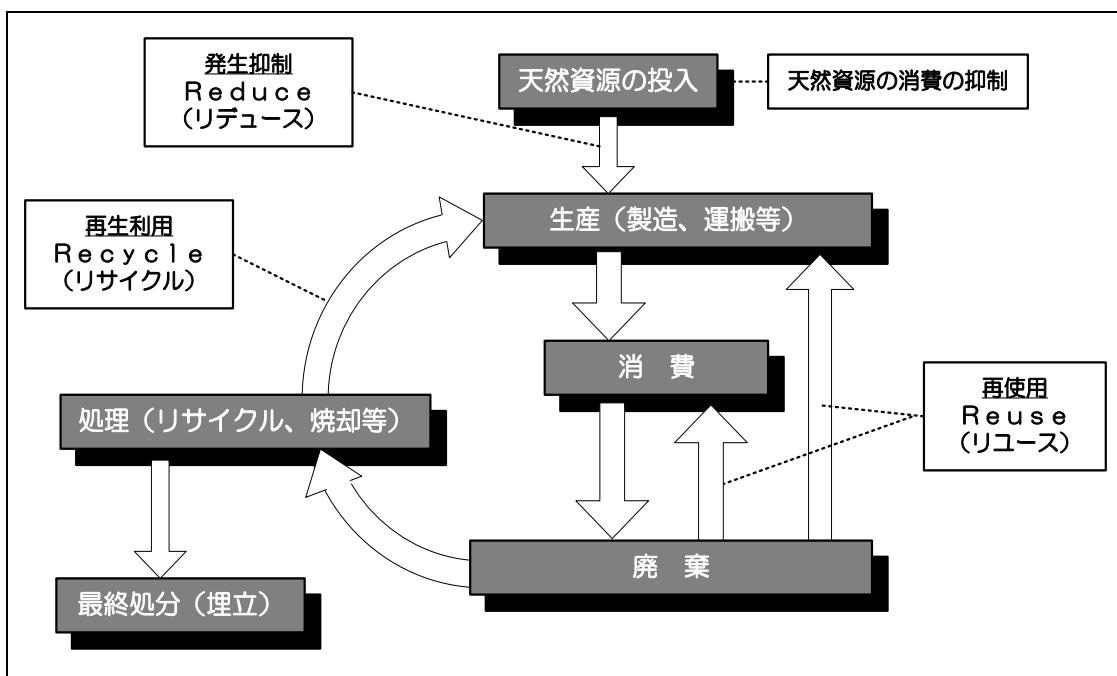
第2節 ごみ処理の目標

1 基本方針

本市では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位（図表3-2-1）を踏まえて、ごみによる環境への負荷をできる限り低減するため、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3R活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの使用量の削減と循環的な利用を促進していくものとする。

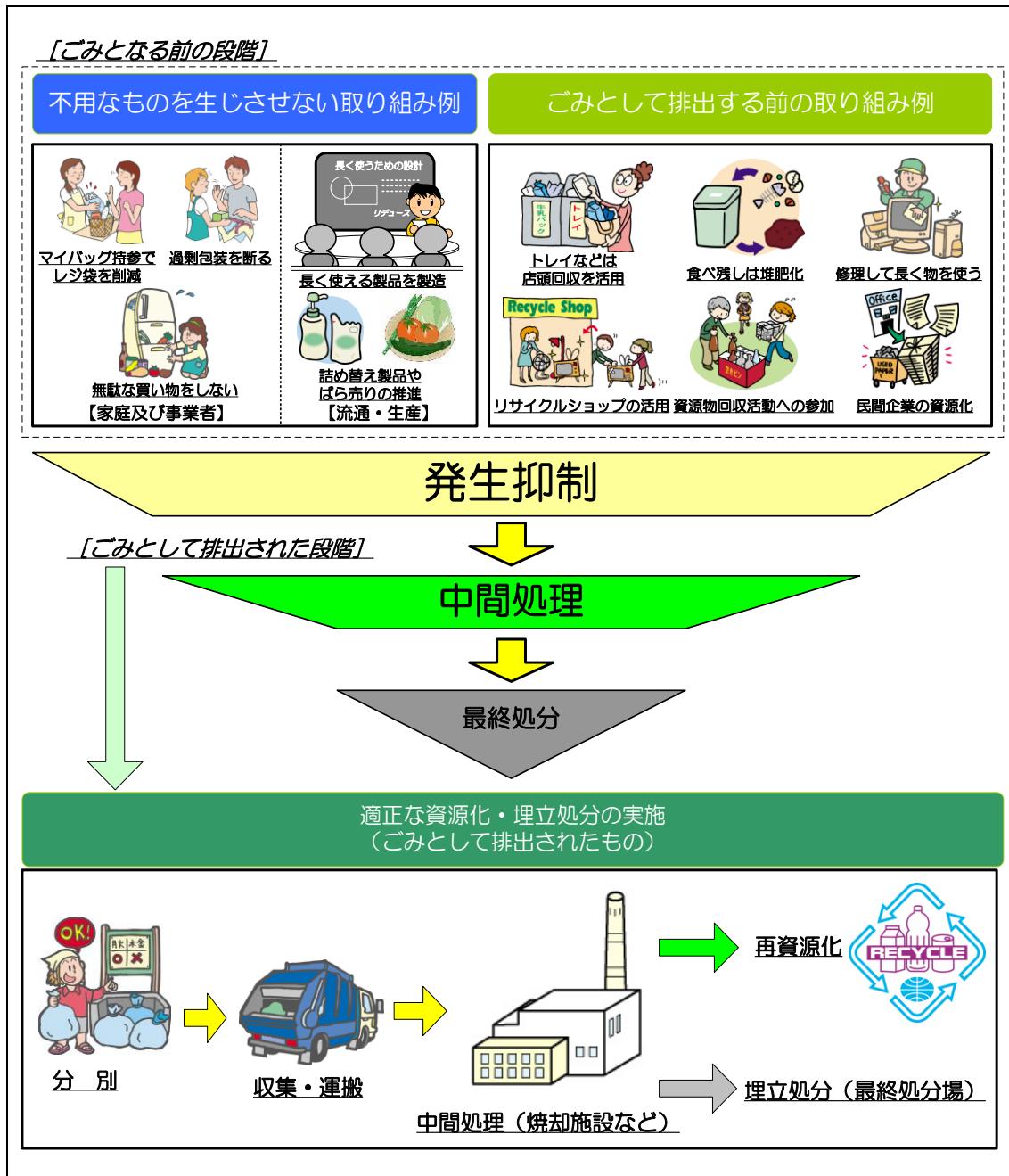
本計画では、既定計画と同様に「資源循環型社会の構築」を基本理念として、ごみの減量化及び資源化を進めていくものとする。

▼図表3-2-1 循環型社会に向けた処理の優先順位



本計画では、ごみとなる可能性がある不用なものをなるべく出さないことや、不用になってしまったものについてはリユースすることで「ごみを出さない」ことを「発生抑制」として位置付けている。「発生抑制」のイメージは下図に示すとおりである。

▼図表 3-2-2 発生抑制に対する一般的なイメージ



本市では、「資源循環型社会の構築」を基本理念として、「市民・事業者・行政が連携した3R運動の推進」、「ごみの減量化及び資源化の推進」、「適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築」の3つの基本方針を柱として、循環型社会の構築を目指すものとする。

基本方針1：市民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3R運動(Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)に取り組み、市民・事業者・行政の三者が連携して、一歩進んだ循環型社会の構築を目指す方針とする。

基本方針2：ごみの減量化及び資源化の推進

本市において、これまで行ってきた施策の推進とあわせて、適正分別を徹底することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図っていく方針とする。

基本方針3：適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を継続する方針とする。

あわせて、ごみ処理施設においては、組合による広域処理体制のもと、周辺環境に配慮した適切な運転管理及び施設の維持管理体制の確保を行っていく。さらに、資源物広場において資源物の分別回収を推進する。

また、社会情勢の変化等に応じて収集・運搬・処理・処分を再構築する方針とする。

2 ごみ処理主体

本市のごみを処理する主体を排出段階から処理・処分に至る工程ごとに、さらに、ごみの種類ごとに明確化する。

2-1 排出段階

排出段階における再利用やごみの減量は、排出者である市民や事業者が自ら行うものとする。

なお、ごみの再生利用やごみの減量を実施するための周知・啓発等は本市が行うものとする。

2-2 収集運搬段階

家庭系ごみの収集運搬については、本市が行うものとする。なお、組合施設へごみを持ち込む場合は、市民自らが運搬するものとする。

また、事業系ごみは事業者自ら組合施設に運搬、または一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）へ委託するものとする。

2-3 処理処分段階

ごみの処理・処分は、組合で行うものとする。ただし、資源ごみの一部については本市が許可する施設で資源化を継続する。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者または排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

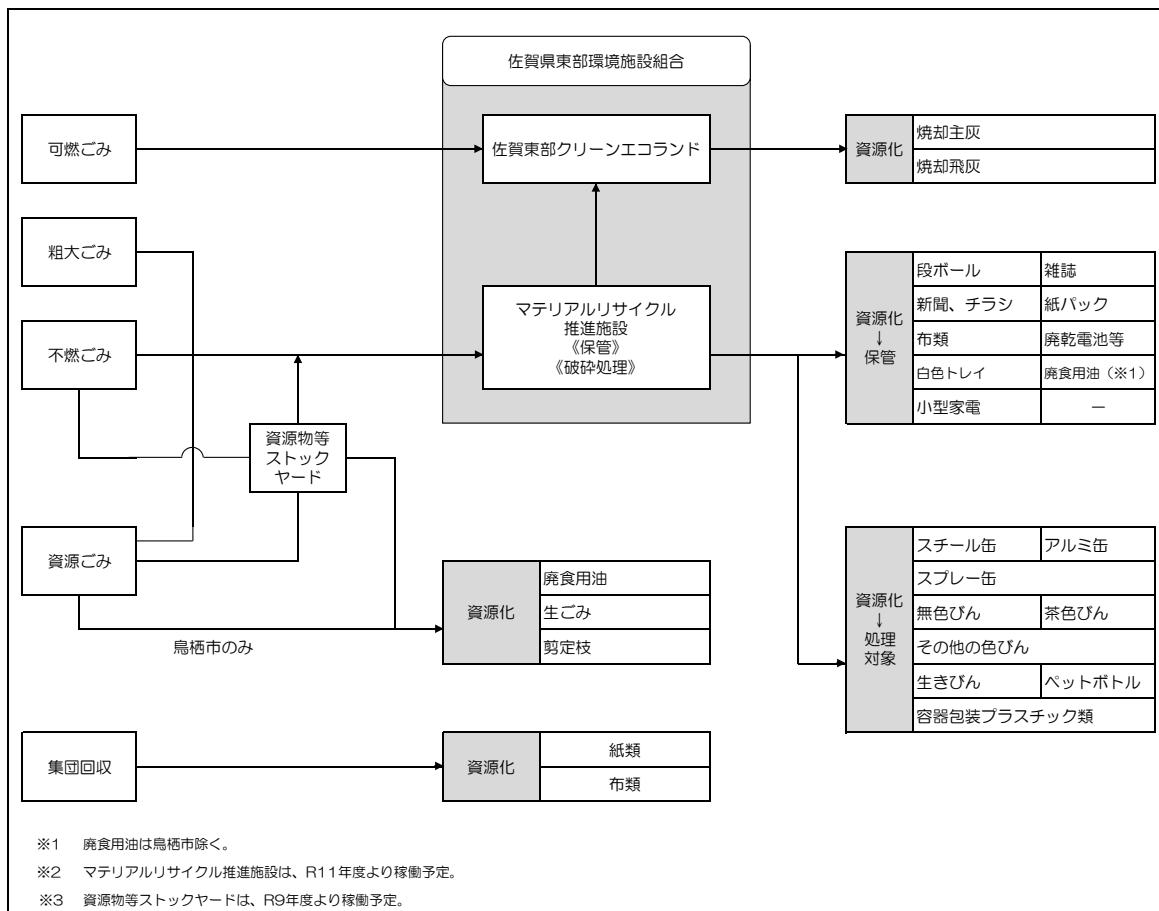
▼図表 3-2-3 ごみ処理段階と処理主体

項目	排出	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市民	本市	本市・組合 市が許可した施設	全量資源化
事業系ごみ	事業者	事業者 又は許可業者	本市・組合 市が許可した施設	

2-4 ごみ処理体制

計画目標年度におけるごみ処理体制は以下のとおり。

▼図表 3-2-4 計画目標年度のごみ処理体制



3 ごみ排出量及び処理量の見込み

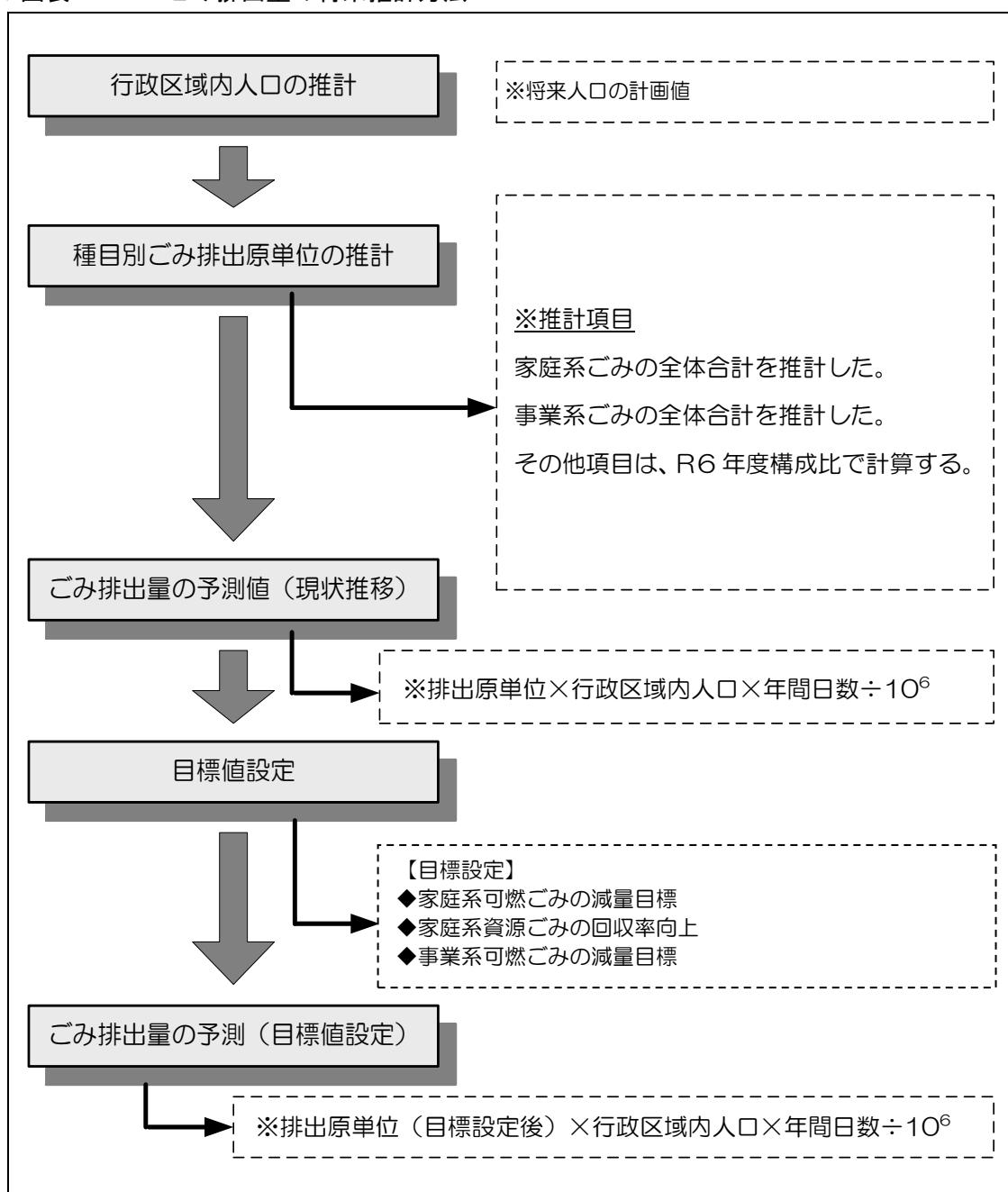
3-1 将来計画の方法

人口及びごみ排出量の将来の推計方法は、「ごみ処理基本計画策定指針」をもとに推計を行っている。

なお、人口は本市の将来目標人口を採用し、ごみ排出量は過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の実績値を基本として推計した。

ごみ排出量等の将来推計方法は、以下に示すとおりである。

▼図表 3-2-5 ごみ排出量の将来推計方法



4 減量化及び資源化に関する目標値の設定

4-1 減量化の目標値

本市において、今後取り組むべき減量化の目安となる目標値を設定した。

ごみの減量化の目標値は、家庭系の可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、事業系可燃ごみに対して設定しており、本計画はこの積み上げを表示している。

▼図表 3-2-6 ごみの減量化の目標値

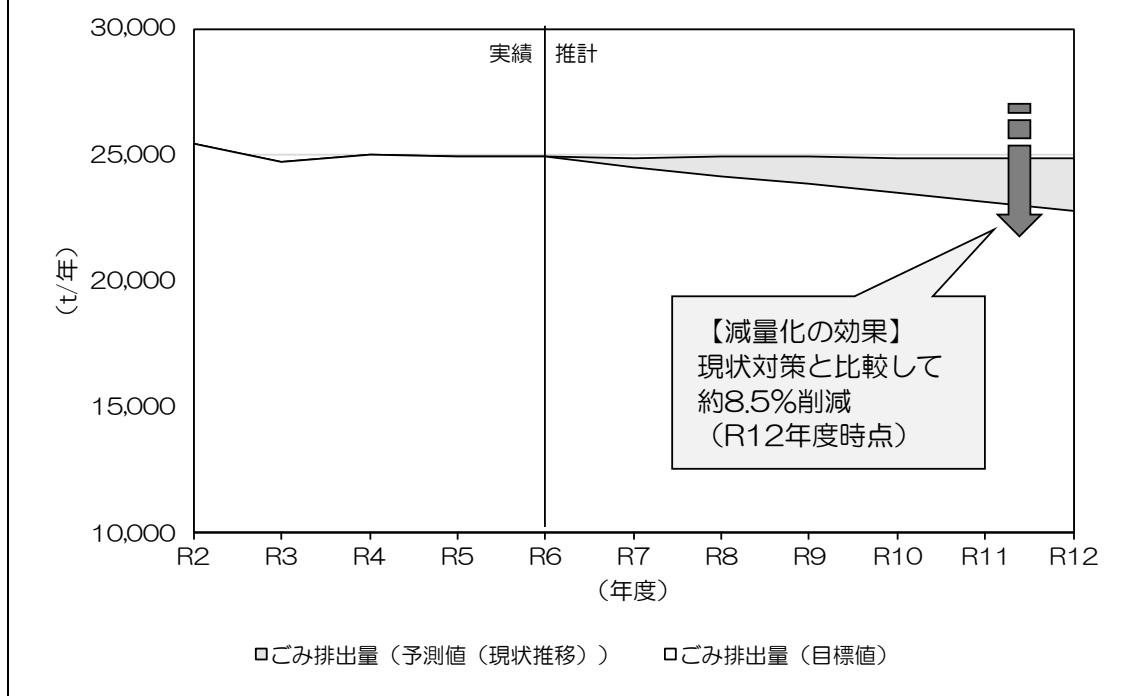
項目	減量化の内容	目標年度における目標値の設定
家庭系 可燃ごみ	佐賀東部クリーンエコランドにおける調査結果から、可燃ごみのうち 11.2%が厨芥類（生ごみ）であるため、生ごみの水切りの徹底すること及び生ごみの堆肥化等により、ごみの減量化を図る。	水切り効果：10% 協力度：80% 削減目標：2.17%
	食品ロス等を少なくすることにより、ごみの減量化を図る。	食品ロス：40g/人日 削減目標：5%
家庭系 不燃・粗大ごみ	分別の徹底や資源化等により引き続き減量化を図る。	削減目標：5%
事業系 可燃ごみ	事業者に対し、引き続き分別の徹底や資源化を行うよう促し、ごみの減量化を図る。	削減目標：15%

※削減目標は、予測値（実績から推計した R12 年度におけるごみ排出量）からの削減率

▼図表 3-2-7 ごみの減量施策を実施した場合のごみ排出量の推移

単位:t/年

項目	R7(中間目標)	R12(計画目標)
家庭系ごみ	予測値（現状推移）	14,549
	目標値	14,221
	減量分	▲ 328
事業系ごみ	予測値（現状推移）	10,330
	目標値	10,257
	減量分	▲ 73



▼図表 3-2-8 ごみの減量施策を実施した場合の推移

項目	単位	R7(中間目標)	R12(計画目標)
家庭系ごみ	予測値（現状推移）	g/人・日	596 582
	目標値	g/人・日	587 567
	減量分	g/人・日	▲ 9 ▲ 15
事業系ごみ	予測値（現状推移）	t/日	28 29
	目標値	t/日	28 25
	減量分	t/日	0 ▲ 4

4-2 資源化の目標値

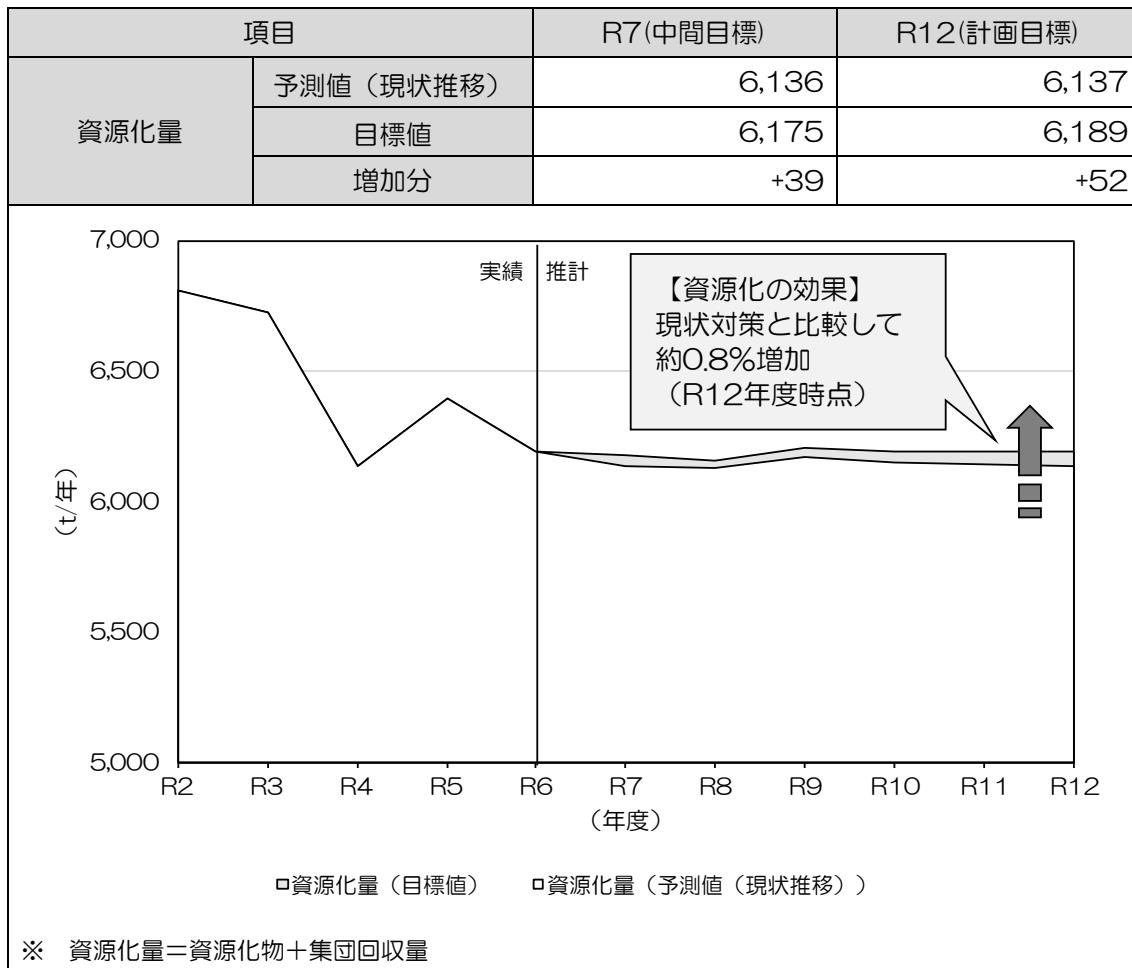
資源化の目標値については、現在、本市で分別を行っている家庭系の資源ごみの品目のうち、ごみ種類組成の調査結果（湿ベース）において適正分別が見込める紙類（段ボール、新聞・チラシ、雑誌）、容易に分別が可能なペットボトル及び白色トレイ、分別は容易ではないが資源化に貢献できる容器包装プラスチックの回収量を向上する目標値を設定した。

▼図表 3-2-9 資源化の目標値

項目	資源化の内容	目標年度における目標値の設定
段ボール	可燃ごみ中に 2.9%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	可燃ごみへの混入割合を現状より 17.2%削減し、資源として適正分別する。 段ボール： $2.9\% \times 17.2\% \div 0.5\%$ 新聞・チラシ： $5.1 \times 17.2\% \div 0.9\%$ 雑誌： $2.2\% \times 17.2\% \div 0.4\%$
新聞・チラシ	可燃ごみ中に 5.1%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
雑誌	可燃ごみ中に 2.2%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
ペットボトル	適正分別を推進することにより、資源化の向上を図る。	家庭系ごみ排出量に対する潜在量（2.1%）のうち、回収率を 40%とし、資源化の向上を図る。
容器包装 プラスチック		家庭系ごみ排出量に対する潜在量（8.1%）のうち、回収率を 10%とし、資源化の向上を図る。
白色トレイ		家庭系ごみ排出量に対する潜在量（0.3%）のうち、回収率を 10%とし、資源化の向上を図る。

▼図表 3-2-10 資源化施策を実施した場合の資源化量の推移

単位:t/年



▼図表 3-2-11 家庭系ごみ排出量に対する資源化品目の潜在量設定根拠（参考値）

容器包装潜在原単位(g/人・日)								
缶	びん	紙パック	段ボール	その他紙	PET	トレイ	その他プラ	計
2.0%	3.2%	0.5%	3.6%	2.5%	2.1%	0.3%	8.1%	22.3%

資料：環境省「市町村分別収集手引き」（十訂版）

▼図表 3-2-12 資源化目標値の設定根拠

品目	R6 年度	R12 年度			
	原単位 (g/人・日)	家庭ごみ原単位 (g/人・日)	目標回収率 (%)	潜在量 (%)	原単位 (g/人・日)
ペットボトル	3.9	563.3	40	2.1	4.7
容器包装プラスチック	1.6	563.3	10	8.1	4.6
白色トレイ	0.0	563.3	10	0.3	0.2

5 目標値のまとめ

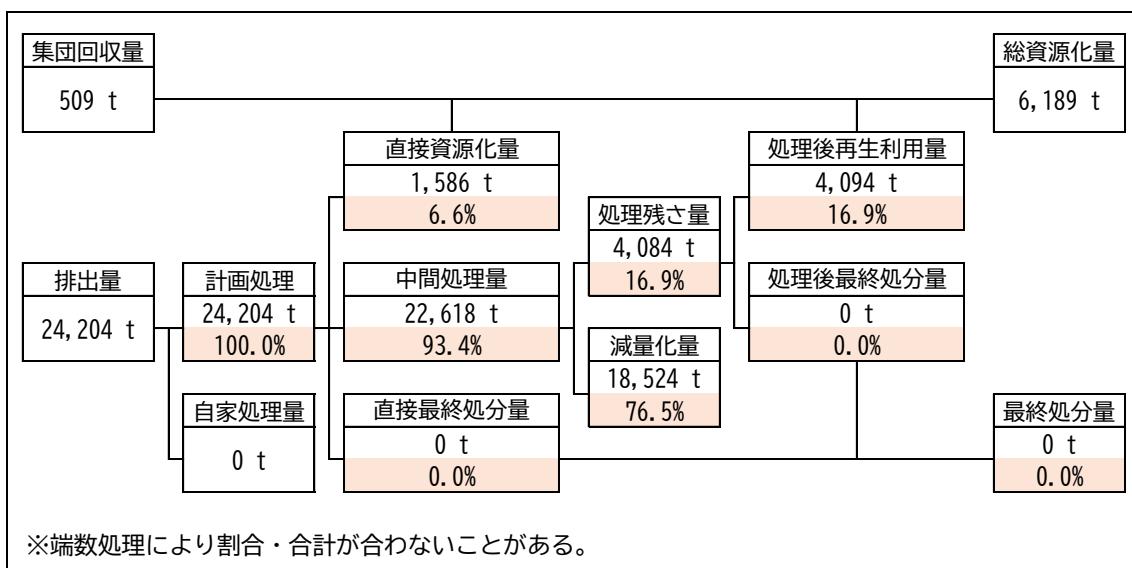
前述したごみの減量化及び資源化の目標達成後の姿は、図表 3-33 に示すとおりである。

本市では、令和 12 年度における 1 人 1 日当たり排出量を、令和 6 年度実績に対し 89g 削減する方針とする。あわせて、適正分別等の推進により資源化率を 25.0% とする。

▼図表 3-2-13 目標値のまとめ

項目	単位	R6(現状)	R7(中間目標)	R12(目標年度)
行政区域内人口	人	74,143	74,373	75,007
	t/年	26,554	26,190	24,713
総排出量	削減量	t/年	-	-364
	削減率	%	-	▲ 1.4
1 人 1 日当たり	g/人・日	864	845	775
ごみ排出量 (資源等含まない)	削減量	g/人・日	-	-19
	削減率	%	-	▲ 2.2
1 人 1 日当たり	g/人・日	539	524	496
家庭系ごみ排出量 (資源等含まない)	削減量	g/人・日	-	-15
	削減率	%	-	▲ 2.8
資源化量	t/年	6,192	6,175	6,189
リサイクル率	%	23.3%	23.6%	25.0%

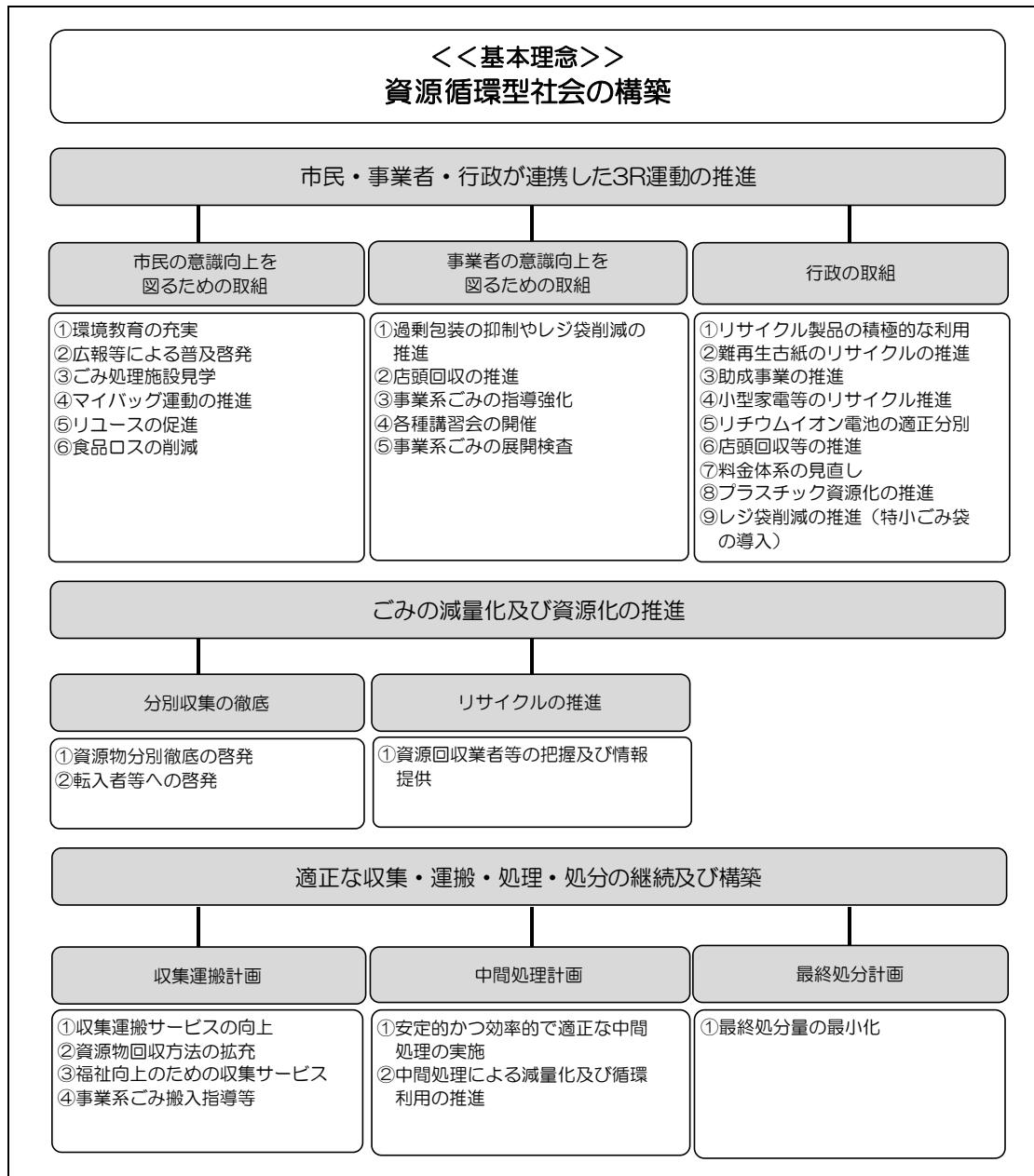
▼図表 3-2-14 目標達成後の処理フロー



第3節 施策の体系

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本体系を示す。

▼図表 3-3-1 施策の体系



第4節 排出抑制計画

ごみの発生・排出抑制は、市民や事業者が積極的に取り組むことが必要である。そのため、行政は市民や事業者の取組を積極的に支援する方針とする。ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとする。

市民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

1 市民の意識向上を図るための取組

施策1 環境教育の充実

ごみ問題等、地域の環境に対する意識を根付かせるためには、子供から大人まで広く啓発を行うことが必要であることから、お祭り等を含めた各種のイベント時に環境ブースを出展する等し、市民に環境問題に対して興味を持ってもらうと同時に、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取り組みや協力を要請する。

また、小中学校や保育園へ出向き、ごみ問題に関する環境学習の実施や、外国人住民に対するごみの出し方等のルールについて啓発を図る。

施策2 広報等による普及啓発

地域の住民によるリサイクルやごみの減量に関する講習会に職員を講師として派遣し、市民へ「ごみ」に対する関心を高める機会を提供する施策を継続する。

適正な分別への協力やごみの減量に関する記事を、本市の広報等に掲載する等して、市民へリサイクルやごみの減量に対する啓発や意識の向上を図る。同時に、本市のホームページを活用して、市民が情報を得やすい環境を整える。

あわせて、生ごみの水切りの徹底、コンポストを含めた生ごみの堆肥化の方法、集団回収への参加及び店頭回収を行っている店舗等についての情報を積極的に広報し、ごみの資源化や減量化に対する市民の意識向上を図る取組を行うものとする。



施策3 ごみ処理施設見学

佐賀東部クリーンエコランドの施設見学等の推進や環境教育を普及することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。

施策4 マイバッグ運動の推進

マイバッグ（買い物袋）の持参によって、レジ袋を必要としなくなることでごみの削減が期待でき、また、基本的にマイバッグに入る分だけを買うことになれば、衝動買いや買い過ぎによるごみの減少も期待できることから、こうした市民の取組を推進する。



施策5 リユースの促進

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことは、ごみ排出量の削減につながるため、各種団体が行うフリーマーケット等に関する場所の提供や情報提供を行う。



住民参加のフリーマーケット

施策6 食品ロスの削減

消費者、事業者を問わず、食べ物を無駄にしないという意識の定着を図るため、市内の食品小売店と協力し、食品ロス削減を呼びかける。また、プロスポーツチームとも連携し、ウィントス（サガン鳥栖）、ハルちゃん（SAGA久光スプリングス）、とっとちゃん（鳥栖市）の3羽のマスコットキャラクター「てまえどり隊」による啓発活動を行い、イベント等を通じて市民の食品ロス削減に対する意識向上を図る。

2 事業者の意識向上を図るための取組

施策1 過剰包装の抑制やレジ袋削減の推進

事業者に対して、過剰包装を控える取組に積極的に参加するよう要請する。

本取組を積極的に推進する販売店等については、その活動を広報等により市民に紹介し、企業イメージの向上を手助けする方針とする。

また、佐賀県が推奨している「チームプラスマさが（※）」と連携し、レジ袋削減等に取り組む方針とする。

※森川海人っプロジェクトの一環として取り組んでいる「プラスマLifeさが～Plastic Smart Lifeさが～」の趣旨に賛同する店舗・事業所等で組織するもの



施策2 店頭回収の推進

スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように働きかけていく。

また、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業については、活動内容について本市の広報等を活用し、市民へ啓発することを検討する。



施策3 事業系ごみの指導強化

市内の事業者を対象に、ごみの減量化や資源化に対する意識の向上を図る取組の検討を行う。特に、多量の事業系ごみを排出する事業者に対する指導を強化する。

施策4 各種講習会の開催

事業者に対し、ごみの減量化に関する講習会の開催を計画することにより、事業者へのごみの減量化への取組を広報する方針とする。

あわせて、許可業者に対する講習会を実施することにより、収集運搬の適正化を周知徹底する方針とする。

施策5 事業系ごみの展開検査

許可業者の収集車両に対して、組合にて抜き打ちで収集車のごみを一旦降ろさせ、不適物が混入していないか確認をする展開検査を実施している。本検査により、搬入されたごみに不適物等の混入が認められた許可業者に対して指導を行っていることから、こうした取組を継続する。

あわせて、必要に応じて展開検査の頻度を増やすこと等も検討する。



3 行政の取組

施策1 リサイクル製品の積極的な利用

本市も事業所と位置付けし、紙類や事務用品等は、グリーン購入法にもとづいたリサイクル品を積極的に利用していく。また、市民・事業者に対しても積極的なリサイクル品の利用を啓発する。



施策2 難再生古紙のリサイクルの推進

難再生古紙のリサイクルについては、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザにおいて回収処理を行っている。引き続き難再生古紙のリサイクルを進めていく方針とする。

施策3 助成事業の推進

ごみの減量化や資源化に有効な施策の一環となる生ごみ堆肥化容器等や集団回収への助成事業を行っていることから、今後も継続して実施するものとする。



施策4 小型家電等のリサイクル推進

小型家電・パソコンのリサイクルについては、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザにおいてピックアップ方式で回収を行っており、レアメタルの回収を行っている。

また、令和3年度より事業者と連携協力協定を結び、小型家電の戸別回収を開始している。

本市においては、こうした取組について市民に広報等を行っている。

引き続き、組合、構成市町との各種検討・協議を踏まえた上で、レアメタルの回収を推進する方針とする。

施策5 リチウムイオン電池の適正分別

全国的にリチウムイオン電池等が原因と考えられる火災が発生している。

本市では町区、資源物広場においてリチウムイオン電池を回収しており、ホームページにおいて分別方法や、店頭回収の案内などの広報を行っている。引き続き分別回収及び周知の徹底を行い、安全なごみ処理の推進に努める。

施策6 店頭回収等の推進

資源化の分別を進めるため、誰もが参加できるように集団回収、分別収集、店頭回収等の様々な選択肢を設けるなど、資源物を出しやすい環境づくりに努める。

施策7 料金体系の見直し

更なるごみの排出抑制や分別の促進及び広域化処理を円滑に進めるために、今後、必要に応じて、分別収集区分の見直しや指定袋等の料金体系の見直しの方向性などについて検討する。

施策8 プラスチック資源化の推進

現在分別回収を行っている容器包装プラスチックに加えて、プラスチック使用製品の分別方法や資源化先等の検討を進めていく。

施策9 レジ袋削減の推進（特小ごみ袋の導入）

市内のコンビニエンスストアやスーパーマーケット、ドラッグストア等で、買い物時にレジ袋として使用できる燃えるごみ用指定袋（特小サイズ）を販売する。マイバッグを忘れた際などに、通常のレジ袋の代わりに購入し使用後に可燃ごみ袋として利用することで、プラスチックごみの削減を図る。

第5節 資源化計画

ごみ処理に関する目標を達成するため、基本方針のもと、具体的に取り組む施策は以下に示すとおりである。

ごみの減量化及び資源化の推進

1 分別収集の徹底

施策1 資源物分別徹底の啓発

可燃ごみとして排出されたごみには、リサイクル可能な古紙類が多く混入しているため、こうした状況を本市のホームページや広報等を活用して情報発信し、市民に対して分別の徹底を図る方針とする。

施策2 転入者等への啓発

収集カレンダーや広報等を活用し、ごみの分別だけでなく減量・リサイクルについても啓発していく。特にごみ出しルールが浸透していない転入者や学生、外国人に対し、集合住宅の管理会社等と連携して効果的な啓発を実施する方針とする。

また、介護事業者は、市民に代わってごみ分別をする場合があるため、分別方法等について指導していく。

2 リサイクルの推進

施策1 資源回収業者等の把握及び情報提供

事業系ごみは、事業者自身で資源化を推進する等の取組を行い、排出量の削減を図ることを原則とする。

本市では、事業者が自ら資源化を行うために必要となる古紙等を取り扱う資源回収業者等を把握すると同時に、こうした回収業者を事業者に紹介するための各種情報提供を行うシステムのあり方を検討する。

第6節 ごみ処理計画

適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

1 収集運搬計画

1-1 収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬は、委託で行っている。ごみの減量化及び資源化の目標の達成によりごみ排出量は削減され、令和12年度において13,784t/年となる見込みである。

▼図表3-6-1 収集運搬量

単位:t/年

項目	R7(中間目標)	R12(計画目標)
可燃ごみ	12,446	11,917
不燃・粗大ごみ	456	443
資源ごみ	1,194	1,424
合計	14,906	13,784

1-2 収集運搬の施策

収集運搬に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 収集運搬サービスの向上

ごみの収集運搬に関する市民サービスの向上手段としては、収集頻度や収集ステーション数を多くすること等が挙げられるが、これを実施した場合、収集運搬に関する費用負担が増えることとなる。

そのため、収集頻度は、これまでと同様の頻度で収集を行う方針とする。

一方で、新たな収集ステーションの設置は、市民の要望、収集運搬に関する市民サービスの維持、収集運搬の行政負担のバランスを考慮した上で、判断するものとする。なお、新たに設置した収集ステーションは、地域住民により維持管理を行うものとする。

施策2 資源物回収方法の拡充

本市による古紙類や容器包装プラスチック等の資源物の回収は、資源物広場での拠点回収のみとなっている。新型コロナウイルス感染症の流行以降、市民の生活スタイルは多様化していることから、今後市内への古紙回収ボックスの設置や、各地区での資源物回収品目への追加を検討し、市民が容易に資源物を出せる環境を整備する。

施策3 福祉向上のための収集サービス

介護が必要な市民や障害のある市民は、通常のごみの排出が容易にできない場合もあることから、ごみ出しへの支援体制の構築が必要である。高齢者等を対象とした支援方法、支援体制の構築について検討する。



施策4 事業系ごみ搬入指導等

事業者が排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていることから、事業系ごみの搬入は事業者自らが行うか、あるいは許可業者により行われている。

本市及び組合は連携して、事業者に対して、ごみの発生・排出削減を指導すると共に、組合に搬入されたごみについては、必要に応じて展開検査等を行い、分別徹底を指導する方針とする。

また、ごみを多量に排出している事業者に対して、ごみの減量・資源化等への意識向上を図ることを目的とした指導の強化のあり方を検討する方針とする。

なお、事業系ごみの収集運搬は、事業系ごみの排出状況と現存する許可業者の収集運搬状況をもとに許可を認めている。そのため、収集運搬の許可については現状を維持する方針である。

2 中間処理計画

2-1 中間処理量

中間処理量は、ごみの排出抑制の達成により減少し、年間量は令和12年度において25,770t/年となる見込みである。

▼図表3-6-2 中間処理量

単位:t/年

項目	R7(中間目標)	R12(計画目標)
可燃ごみ	22,770	21,074
不燃ごみ・粗大ごみ	1,812	1,702
資源ごみ	2,727	2,994
合計	27,309	25,770

2-2 中間処理の施策

中間処理に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 安定的かつ効率的で適正な中間処理の実施

①可燃ごみの中間処理

本市から発生する可燃ごみは、佐賀東部クリーンエコランドで広域処理を行う。また、組合構成市町と協力して施設の適正な維持管理・運転を行う。

②不燃・粗大・資源ごみの中間処理

令和10年度までは鳥栖・三養基西部リサイクルプラザにおいて、令和11年度以降は現在整備中の新施設において、適正な維持管理・運転のもと広域処理を行う。

③資源物広場の整備

老朽化が進行している資源物広場について、旧焼却施設の解体跡地に新たな資源物等ストックヤードの整備を行い、更なる利便性の向上と分別の徹底及び資源物回収の推進に努める。

施策2 中間処理による減量化及び循環利用の推進

排出されたごみについては、焼却施設における発電や分別収集された資源物の適正な資源化等の取組により、中間処理段階でできるだけ減量化及び資源化利用を進め、最終処分量を削減し環境負荷の低減を図る。

3 最終処分計画

最終処分に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 最終処分量の最小化

今後も分別の徹底、ごみの減量化、焼却残渣の資源化等を行っていくことにより、最終処分量の最小化を図り、継続的な資源化の実施体制を確保する。

第7節 計画目標年度におけるごみ処理施設の概要

計画目標年度におけるごみ処理施設の概要は以下に示すとおりである。

▼図表 3-7-1 計画目標年度における処理施設の概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	佐賀東部クリーンエコランド
	所管	佐賀県東部環境施設組合
	供用開始	令和6年4月
	処理対象	可燃ごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物
	処理能力	86t/日×2炉 172t/日
	処理方式	全連続燃焼式ストーカー炉式焼却炉

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	(仮称) マテリアルリサイクル推進施設
	所管	佐賀県東部環境施設組合
	供用開始	令和11年4月(予定)
	処理対象	不燃ごみ・粗大ごみ、缶類、ペットボトル・容器包装プラスチック、ビン類、紙類、白色トレイ・古布、乾電池・蛍光管
	処理能力	47 t/日(5h)
	処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	(仮称) 資源物等ストックヤード
	所管	鳥栖市
	供用開始	令和9年4月(予定)
	回収区分	缶類、ペットボトル、容器包装プラスチック、プラスチック使用製品、ビン類、紙類、白色トレイ、古布、乾電池・蛍光管

第8節 その他

1 環境美化

環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民等による散乱ごみの回収活動の活性化が必要であることから清掃ボランティアに対するごみ袋等の用具の提供及び清掃ごみの回収等、その活動を積極的に支援するものとする。

2 不法投棄の防止

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄等の問題に対する市民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築が必要となっていることから、情報共有のあり方について検討を行う方針とする。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロール等を継続して行う方針とする。

3 在宅医療系廃棄物対策等

在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が一般家庭から排出されるようになったことから、市として、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討していくことが必要である。

また、新型コロナウイルスなど感染症対策として、ウイルス等が付着している可能性がある廃棄物の排出方法についても周知していく必要がある。

4 災害廃棄物対策

大規模な震災や水害等の災害時においては、大量のがれきや家屋の廃材等の廃棄物や、道路網の損壊等によって収集が困難となる家庭ごみ、避難所から排出されるごみ等に対応していく必要がある。

具体的な対応方策については、「鳥栖市災害廃棄物処理計画（平成31年3月）」において示すものとする。

なお、今後、被害想定の見直しや、国が示す指針の改定などがあった場合には、適宜見直しを行う。